

令和 5 年度

幼稚園新規採用教員のための研修の手引



鹿児島県教育委員会
鹿 儿 岛 県

目 次

I 幼稚園教育の概要	
1 幼稚園教育の重要性	1
2 本県幼稚園教育の現状	2
3 本県幼稚園教育の令和5年度重点目標	3
II 幼稚園新規採用教員研修	
1 ねらい	4
2 内容と方法	4
III 幼稚園教師としての心構え	
1 よい教師とは	6
2 使命感の自覚を	6
3 絶えざる研修を	7
4 家庭・地域社会等との連携を	7
5 教師の一日	8
IV 幼稚園教育の実際	
1 幼稚園教育要領の概要	9
2 計画的な環境の構成と教師の役割の明確化	15
3 教育課程	16
4 指導計画	17
5 学級経営	20
V 保育案例	
○ 年少児保育案	24
○ 年中児保育案	28
○ 年長児保育案	32
VI 幼稚園における安全に関する指導	
1 基本的な考え方	35
2 指導に当たっての留意事項	35
3 安全管理	36
4 事件・事故災害発生時の対処の仕方	37
VII 幼稚園における特別支援教育	
1 特別支援教育の理念	39
2 障害のある児童の教育	39
3 関係機関との連携及び情報の引継ぎ	40
4 障害に応じた配慮事項	41
5 障害のある児童生徒との活動を共にする機会の設定	46
VIII 幼稚園における人権教育	
1 人権尊重の理念	48
2 人権教育の基本的な在り方	48
3 人権教育は全ての教育の基本	49
4 幼稚園における人権教育	51
5 人権教育の推進方策	53
6 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例について	55
IX 鹿児島県幼児教育振興指針	57
X 参考資料	
1 教育基本法	63
2 学校教育法（抄）	66
3 新規採用教員研修に関する法令等	67
4 認定こども園について	68

I 幼稚園教育の概要

1 幼稚園教育の重要性

幼児期は、人格形成の基礎を培う極めて大切な時期である。

この時期は、情緒的発達や知的発達が著しく、身体的発育の各方面にわたる基礎ができあがるとともに、行動範囲の拡大に伴って、社会性も急速に発達する。そして、日常の基本的な生活習慣が形成され、生活における自立が見られるようになる。

したがって、この時期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大きな意義を有するものであり、また、幼児の成長発達に応じて時期を失せず適切な教育を行うことによって、その後の教育の効果を著しく高めることができる。幼稚園教育の重要性はここにある。

幼稚園は、満3歳から小学校入学までの幼児を入園させて教育を行う学校である。学校教育法第22条及び23条で掲げる幼稚園教育の目的及び目標は、次のとおりである。

第22条【目的】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条【目標】

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

また、鹿児島県教育振興基本計画（第3期、令和元年策定）では、基本目標を「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」とし、この目標実現に向けた施策の方向性の一つ、「未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進」に「幼児教育の充実」が位置付けられている。

本県には、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富であり、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っており、これらの教育的資源も活用しながら、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え方行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの中社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組むには、幼稚園教育全体の質の向上、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進及び幼稚園等、家庭、地域の連携による子育て支援に係る取組が必要とされている。

これらを踏まえ、幼稚園教育においては、幼稚園教育要領等の趣旨に沿った教育及び保育を確実に実践し、教職員の資質向上に努め、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」を幼稚園等と小学校等の教職員が共有し、教育課程等の工夫を行い、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるなど、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことができるよう、教育活動の充実を図ることが重要である。

2 本県幼稚園教育の現状(各年度5月1日現在) ※令和4年度学校基本統計 参照

(1) 国・公・私立幼稚園の現状

※公立(休園14園), 私立(休園1園)を含む。

区分	園数 (園)	学級数 (園)	在園児童				本務教員数 (人)	令和4年度 修了者数 (人)	就園率 (%)
			計 (人)	3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)			
国 立	1	3	64	13	19	32	5		国 36.9
公 立	67	95	1,219	281	387	551	216	3,179	県 22.4
私 立	71	331	6,544	1,968	2,249	2,327	114		(R4確定値)
計	139	429	7,827	2,262	2,655	2,910	335		

(2) 幼稚園の推移

※ 公立・私立幼稚園の中にはそれぞれ休園を含む。

公立…14園、私立…1園

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
国公立	107	102	101	92	89	83	81	79	76	75	74	72	68
私 立	153	153	153	152	151	98	85	82	76	75	72	70	71
計	260	255	254	244	240	181	166	161	152	150	146	142	139

(3) 学級数別園数

※ 計には休園中の園を含まない。

区分	計	0クラス	1クラス	2クラス	3クラス	4クラス	5クラス	6クラス	7クラス	8クラス	9クラス	10クラス	14クラス	15クラス
国公立	68	14	25	13	12	3	1	0	0	0	0	0	0	0
私 立	70	1	3	9	15	11	4	8	10	2	2	4	1	0
計	138	15	28	22	27	14	5	8	10	2	2	4	1	0

(4) 3, 4, 5歳児の就園率(推計値)

年度	区分	3歳児	4歳児	5歳児
平成27年度		24.5%	30.4%	33.7%
平成28年度		24.7%	28.4%	31.0%
平成29年度		29.0%	28.4%	30.6%
平成30年度		23.1%	26.4%	28.1%
令和元年度		21.5%	25.2%	27.8%
令和2年度		21.1%	22.7%	26.1%
令和3年度		20.5%	21.7%	23.6%
令和4年度		19.4%	21.2%	22.8%

※在園児童数／県年齢別推定人口*100

(5) 普及の状況

ア 公立幼稚園設置市町村(21市町、67園(休園14園を含む。))

イ 公立、私立の幼稚園を両方とも設置していない市町村(3市7町4村)

(6) 公立幼稚園における専任園長及び教頭の配置数

年度	区分	専任園長	専任教頭
平成26年度		22人	4人(*副園長)
平成27年度		19人	4人(*副園長)
平成28年度		18人	7人(*副園長)
平成29年度		19人	6人(*副園長)
平成30年度		18人	6人(*副園長)
令和元年度		19人	9人(*副園長)
令和2年度		18人	9人(*副園長)
令和3年度		17人	8人(*副園長)
令和4年度		16人	5人(*副園長)

※ 令和4年度公立幼稚園調べ 参照

3 本県幼稚園教育の令和5年度重点目標

- 幼稚園教育において、集団生活を通して、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通した総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培うという基本に立って、教育活動の充実を図る。
- 幼児の姿や地域の実情等を踏まえ、各幼稚園が設定する教育目標を実現するために全ての教職員が責任をもち、幼稚園教育要領に基づき、どのような教育課程を編成・実施・評価・改善していくのかという、カリキュラム・マネジメントの充実を目指す。
- 幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点であることから、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にするとともに幼稚園教育の質の向上を図る。

- (1) 幼稚園教育の目的、目標を基に、幼児の主体性と教師の意図をバランスよく調和させ、より一層充実した指導を行う。
 - ア 幼児の主体的な活動としての遊び（学び）を通した総合的な指導の実施
 - イ 幼児の遊び（学び）が展開しやすいような意図をもった環境構成と教師の支援の工夫
- (2) 幼稚園教育要領の改訂の具体的な方向性や、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた教育課程を編成し、指導の充実を図る。
 - ア 園長を中心としつつ、園全体でカリキュラム・マネジメントに取り組むことのできる組織、運営の工夫
 - イ 教育課程全体の中での位置付けを意識した保育の実践
 - ウ 効果的な年間指導計画、週案、日案等の工夫
- (3) 幼稚園教育の改善・充実を図る中で、より一層小学校教育との接続を図る。
 - ア 深い幼児理解に基づく保育の実践
 - イ 教職員の資質向上を図るための研修の充実
 - ・ 園内研修（方法等含む）の工夫・改善
 - ・ 園外研修（県、市町村、教育機関等）への積極的参加
 - ・ 今日的課題（幼児期における運動、食育、防災等）に関する研修への取組
 - ウ 幼稚園と小学校において、幼児と児童間、教職員間の交流の促進
 - エ 小学校教育を見通し、幼児の発達と学びの連続性を踏まえた教育課程の接続を図る工夫
 - ・ 幼児に関する小学校との相互理解
(定期的な幼小連絡会等の実施、幼稚園幼児指導要録への記載と小学校等への送付等)
 - ・ アプローチカリキュラムの作成等
(育てたい幼児像やねらいを明確化、スタートカリキュラムの連続性・一貫性を考慮)
- (4) 幼児の多様性への配慮や家庭・地域との連携をより一層図る。
 - ア 人権同和教育、特別支援教育の視点に立った幼児への関わり
 - イ 特別な支援を必要とする幼児への指導の工夫
(個別指導計画、個別教育支援計画、移行支援シートの作成及び活用)
 - ウ 幼稚園における子育て支援の充実
(日々の教育相談、幼児教育に関する情報提供、地域における幼児教育センター的役割の推進)

II 幼稚園新規採用教員研修

1 ねらい

幼稚園新規採用教員研修は、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の新規採用教員（以下「新任教員」という。）に対して、教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条の規定に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養い幅広い知見を得させることをねらいとしている。

2 内容と方法

(1) 幼稚園新規採用教員研修の内容

幼稚園の教師として必要な「基礎的素養(A)」、「学級経営(B)」、「教育課程(指導計画)(C)」、「幼児理解・評価(D)」に関して研修を行うものである。

(2) 幼稚園新規採用教員研修の進め方

新任教員は、学級を担任しながら、園内において研修指導員を中心とする指導及び助言による研修（年間11日間）を受けるとともに、園外における研修（年間6日間）を受ける。園内研修では、幼児との関わりに関する研究保育を7月までに必ず1回実施する。この研究保育での課題を明確にし、研修で学んだことを踏まえ9月以降に1回実施する。

(3) 園内年間研修計画案

研修日数	午前における研修	領域	午後における研修	領域
1日	・指導の実際（実習） ～1日の保育の流れ～	C	・幼稚園の組織と運営（教育目標と園務分掌） ・学級経営の意義 ・テーマ設定と研究の進め方	A B —
1日	・指導の実際（観察） ～先輩の保育参観～	C	・保育参観を通しての保育研究 ・週案、日案の作成の方法 ・特別な支援を必要とする幼児の理解と対応	C C D
1日	・指導の実際（実習） ～環境の構成の在り方～	C	・環境の構成の考え方（園具、遊具等の工夫も含む。） ・遊びや生活の仕方の指導	C D
2日	・指導の実際（研究保育） ～幼児との関わり～	C	・幼児の発達と援助 ・保育実技研修（リズム遊び・指遊び等）	D A
1日	・指導の実際（実習） ～教師の役割と援助～	C	・健康管理と安全指導の進め方 ・道徳性の芽生えを培う活動 ・保育実技研修（製作等）	A D A
1日	・指導の実際（観察） ～先輩の保育の参観～	C	・保育参観を通しての保育研究 ・幼児理解と指導の実際	C D
1日	・指導の実際（実習） ～家庭・地域との連携～	C	・家庭・地域との連携 ・クラスだよりの作成方法 ・保護者会の進め方	B B B
1日	・指導の実際（実習） ～個に応じた保育～	C	・カウンセリングマインドを生かした教育相談	B
1日	・指導の実際（観察） ～小学校の授業参観～	C	・小学校・保育所等との連携 ・基本的生活習慣の形成の指導	C D
1日	・指導の実際（実習） ～幼児理解と評価～	C	・記録の活用と指導要録の記入 ・研究の反省、研究のまとめ	D —

(4) 園外研修計画（令和5年度）

(研修領域及び研修項目)

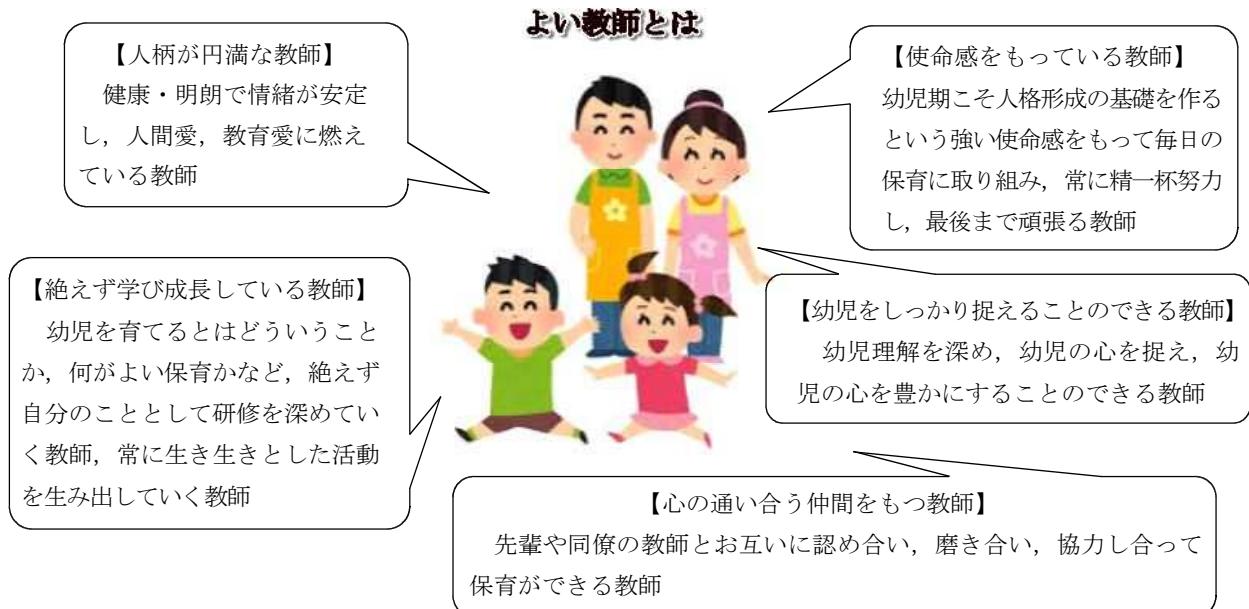
回	期日	日数	園外における研修内容	領域	会場
1	4月13日(木)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育における本県の現状と課題 ・幼稚園新規採用教員研修の概要 ・幼稚園教員の服務と心構え ・先輩の体験発表 ・特別な支援を要する幼児の理解と対応 ・保育実技（指遊び・歌遊び） 	A A A A D A	県総合教育センター
2	5月26日(金)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育参観（附属幼稚園）授業参観（附属小学校） ・研究協議「幼小接続」 ・教育講演 	C C A	鹿児島大学教育学部附属幼稚園 鹿児島大学教育学部附属小学校
3	7月6日(木) 7月7日(金)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校との接続 ・体験的研修（絵本の読み聞かせ） ・乳幼児の発達の理解 ・幼稚園における食育 ・社会人としてのマナー ・保育に生かすICTの活用 ・保護者とのよりよい関わり方 ・研究協議「家庭や地域との連携」 ・保育に生かす自然の理解 	C A D A A C B B A	県総合教育センター
4	11月28日(火) 11月29日(水)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・園長講話 ・保育参観（私立幼稚園） ・保育研究「よりよい保育の取組」 ・幼児理解と評価（観察・記録の方法と評価） ・幼稚園における人権教育 ・体験的実技指導（創作活動・運動遊び） ・カウンセリングマインドを生かした保育 	A C C D A A D	鹿児島市内私立幼稚園 県立青少年研修センター

研修領域	基礎的素養（A）	学級経営（B）	教育課程（指導計画）（C）	幼児理解・評価（D）
研修項目	<input type="checkbox"/> 幼稚園教育の現状と課題 <input type="checkbox"/> 幼稚園の組織と運営 <input type="checkbox"/> 幼稚園教員の服務と心構え <input type="checkbox"/> 幼稚園教育の基本 <input type="checkbox"/> 幼稚園における人権教育 <input type="checkbox"/> 健康・安全に関する指導 <input type="checkbox"/> 幼稚園における食育 <input type="checkbox"/> 体験的研修 など	<input type="checkbox"/> 学級経営の意義 <input type="checkbox"/> 保護者の理解と家庭との連携の仕方 <input type="checkbox"/> 保護者会の進め方 <input type="checkbox"/> クラスだよりの作成方法 <input type="checkbox"/> 子育ての支援 など	<input type="checkbox"/> 教育目標と教育課程 <input type="checkbox"/> 指導計画の作成 <input type="checkbox"/> 保育参観と研究保育 <input type="checkbox"/> 園具・教具・教育機器等の活用 <input type="checkbox"/> 週案・日案の作成の方法 <input type="checkbox"/> 保育の展開と反省・評価 <input type="checkbox"/> 小学校との接続 など	<input type="checkbox"/> 幼児の発達の理解 <input type="checkbox"/> 幼児理解と評価 <input type="checkbox"/> 記録の取り方・指導要録の記入の実際 <input type="checkbox"/> 幼児理解と指導の実際 <input type="checkbox"/> 特別な支援を要する幼児の理解と対応 <input type="checkbox"/> 幼稚園教育における評価の考え方 など

III 幼稚園教師としての心構え

1 よい教師とは

幼稚園教師には、幼児を導く者としてその道にふさわしい資質を高め続けていくことが求められている。日に日に成長していく幼児にとっての教師の言動や態度等は、その及ぼす影響も大きく重要なものである。日頃から教師としてどうあるべきかを自らに問う姿勢や心構えを強くもち、教師としての資質を磨き、身に付けていくことが大切である。



幼児教育の専門職としての幼稚園教師は、幼児を毎日どのように過ごさせたらよいのかのみに心を配るだけでなく、これからの中の幼稚園教育の在り方や位置付けなど、広い視野に立って考えていかなければならない。

幼児の無限の可能性を感じつつ、日々の努力によって教師自身が変わっていくこと、そして幼稚園の全ての教師が、同じ目標の下に日々の実践を確かなものとして積み重ねていくことが、多くの教育課題を解決していくことになるのである。

▶ **Work** あなたが目指したい教師像を具体的に書き出してみましょう。

2 使命感の自覚を

教育は、子供たちが、幼児期から思春期を経て、自我を形成し、自らの個性を伸張・開花させながら発達を遂げていく過程を助ける営みである。学校、家庭、地域社会が連携を図り、それぞれの教育機能を十分発揮してはじめてよりよい発達が促される。

幼稚園においては、幼児の欲求や自発性、好奇心などを重視した遊びや体験を通じた総合的な指導を基本とし、人格形成の基礎となる豊かな心情や想像力、ものごとに自ら関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度の基礎を養い、小学校以降の生活や学習の基盤を培う。

教師という職業は、人を育て人の心を育む極めて重要な役割を担っている。人の生活の基礎や性格は、幼児期を土台として大きく育つものである。しかも、教育は教師と幼児との人間的な触れ合いの中で成り立つもので、教師の言動、態度が幼児の人格形成に大きな影響を与えることを思えばその責任は極めて重大である。それだけに、保護者の幼稚園に対する期待も大きい。

したがって、新任の教師といえども、幼稚園の教師となった以上は、経験豊富なベテラン教師と同じ仕事をし、園務を分担していかなければならぬ。そのため、幼児や保護者から信頼されるためには、常に仕事に対する情熱を失わず、絶えず自己を磨き、資質の向上を図らなければならない。

3 絶えざる研修を

幼児期は、無限の可能性をもっているといわれ、教師には幼児期にふさわしい総合的な指導を実践する使命がある。そのため、教師は日々の保育に立ち向かう厳しさをもたなければならない。

今日の実践は昨日の反省を基に計画され、明日はまた今日の実践の評価の上に立って計画しなければならない。毎日の反省もなく、同じことの繰り返しでは幼児は育っていない。経験に流されることなく、常に新しい活動を生み出そうとする教師でありたい。教師という職業のもつ尊さと厳しさを認識し、保育に関する専門的知識を深め、確かな指導技術を身に付けるよう、絶えず研修を続けるとともに、自らの人格も高め、人間としての幅広く豊かな一般教養を身に付けるための研修も忘れてはならない。

4 家庭・地域社会等との連携を

幼児の生活は、家庭・地域社会、そして幼稚園と連続的に営まれている。この幼児の生活の流れを大切にしつつ、それがより豊かになるためには、それぞれが果たすべき役割を明確にし、協力することが必要である。

したがって、幼稚園における指導計画を作成し指導を行う際には、家庭や地域を含めた幼児の生活全体を視野に入れて、幼児の興味・関心の方向や必要な経験などを捉え、地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、豊かな生活体験が得られるよう、適切な環境を構成してその生活が充実したものとなるようにする必要がある。

また、少子化の進行、家庭や社会のニーズの多様化に対応し、積極的に子育て支援をしていく地域に開かれた幼稚園づくりや、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）など、幼稚園運営の弾力化も求められている。

(1) 家庭・地域社会との連携

幼稚園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切である。そのためには、幼稚園の活動に地域の人々の積極的な参加や協力を求めたり、幼稚園が地域に根ざし、地域社会に開かれた教育の場としての役割を果たしたりすることが大切である。なお、幼稚園教育に対する家庭の理解と協力は、教師と幼児との信頼関係が十分に築かれて初めて得られるものである。

(2) 小学校との連携

地域の幼児教育の充実や子供の学びや育ちの円滑な接続のためには、地域の小学校との連携が重要である。子供の学びの連続性に配慮しながら、幼稚園教育と小学校教育との相互の理解と連携を深め、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、教科指導を中心とした小学校教育へ滑らかに移行していくようとする。

(3) 保育所・認定こども園や他の幼稚園との連携

幼稚園と保育所・認定こども園は、その設立の趣旨は異なるが、教育・保育の対象が幼児であることに変わりはない。平成29年に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「3要領・指針」）の同時改訂に伴い、同じ幼児教育施設としての幼児教育・保育の質の向上が求められており、保育所・認定こども園と幼稚園が連携を深め、相互の教育効果が上がるよう保育内容の研究実践に努めることが大切である。

また、幼児教育の充実や小学校教育との円滑な接続のためには、私立、公立の区別なく研修を積み重ねて相互に情報交換を図っていくことが必要である。そのためには、県及び市町村主催の研修、市町村及び小学校校区単位の小グループ等の連携を密にした研究活動などを重ねていくことが望まれる。

► Work 自園が連携していく園・小学校を具体的に書き出し、どのような連携をしているか確認しましょう。

5 教師の一日

勤務開始時刻から勤務終了時刻までの一日の流れ（参考例）

勤務の流れ	主な内容（○）・留意事項（※）
勤務開始	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出勤簿に押印する。 ○ 園舎や園庭の清掃をする。 ○ 遊具等の安全点検をする。 ○ 室内の環境整備に努める。 <p>※ 一人一人の幼児が一日思いきり活動できるように安全に配慮する。</p>
職員朝会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一日の予定の打合せをする。 ※ 連絡事項等について確認する。
幼児の登園 保育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明るく元気な挨拶で迎える。 ○ 出欠の確認と対応をする。 ○ 一人一人を視診する。 ○ 一日の流れを確かめる。 <p>※ 出欠を確認し、登園していない幼児については家庭と連絡を取り、その状況について園長に報告する。</p> <p>※ 幼児が自分の持ち物を整理するのを見守りながら、励ましの言葉を掛ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境を整える。 ※ 適宜援助したり、言葉掛けをしたりする。
昼食	<ul style="list-style-type: none"> ○ 準備や食事、後片付け、保健衛生指導等をする。 ※ 手洗いや歯磨きなどの保健衛生指導とともに食事のマナーや静かに待つ態度など、年齢に応じて指導する。 ※ 楽しく食事ができるようにするとともに、食べ物への興味や関心を高めるよう環境、雰囲気づくり等に配慮する。
幼児の降園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児と共に一日の振り返りをする。 ※ 一日の生活を振り返り、楽しかったことや頑張ったことなどについて言葉による振り返りを行えるよう、年齢に応じて場の設定を工夫する。 ○ 称賛の言葉掛けや明日の連絡をする。 ○ 安全指導をする。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園庭・園舎の清掃や整理をする。 ○ 諸記録簿等の整理をする。 ○ 一日の反省をする。 <p>※ 保育の振り返りや幼児の様子など全職員で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児の作品の整理をする。 ○ 明日の準備をする。
勤務終了	<ul style="list-style-type: none"> ○ 戸締まりや安全確認をする。

► **Work** 自園の一日の流れと留意事項を確認しましょう。また、職員間で新たに共通理解を図ったがあれば、その都度、加除修正ていきましょう。



IV 幼稚園教育の実際

1 幼稚園教育要領の概要

(1) 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めるものとする。

幼児期の教育においては、幼児が生活を通して身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験を重ねていくことが重視されなければならない。その際、幼児が環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりすることが大切である。このような幼児期における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めることが重要である。

幼稚園教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、幼児期の教育における見方・考え方を十分に生かしながら、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち、「環境を通して行う教育」が基本となる。

環境を通して行う教育は、幼児の主体性と教師の意図がバランスよく絡み合って成り立つものである。それは、教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開である。しかし、「幼児をただ遊ばせている」だけでは教育は成り立たないし、幼児の主体的な活動を促すことにはならない。つまり、環境を通して行う教育は、環境の中に教育的価値を含ませながら、幼児が自ら興味や関心をもって環境に取り組み、試行錯誤を経て、環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育である。

ア 幼児期にふさわしい生活の展開

幼稚園生活では、幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要である。必要な時に教師から適切な援助を受けながら、幼児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされなければならない。

幼児の生活は、そのほとんどは興味や関心に基づいた自発的な活動からなっている。この興味や関心から発した活動を十分に行なうことは、幼児に充実感や満足感を与え、それらが興味や関心を高めていく。そのため、幼稚園生活では、幼児が主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感を味わうことができるようにすることが大切である。

また、友達と相互に関わることを通して、幼児は自己の存在を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていく。

このように、幼児期には社会性が著しく発達していくものである。そのため、幼稚園生活では、幼児が友達と十分に関わって展開する生活を大切にすることが重要である。

イ 遊びを通しての総合的な指導

自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていく。自発的活動としての遊びは幼児期特有の学習なのである。したがって、幼稚園における教育は、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。

幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。具体的な指導の場面では、遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければならない。そして、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、常に幼児の遊びの展開に留意し、適切な指導をしなければならない。

ウ 一人一人の発達の特性に応じた指導

幼児の発達の姿は、必ずしも一様ではない。それは、幼児一人一人の環境の受け止め方や見方、環境への関わり方が異なっているからである。教師は、幼児が自ら主体的に環境と関わり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、幼児一人一人の発達の特性（その幼児らしい見方、感じ方、関わり方）を理解し、その特性やその幼児の抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切である。

さらに、幼児一人一人のありのままの姿をしっかりと見つめ、一人一人の発達の特性や課題を把握し、その幼児らしさを損なわないような指導を心掛けなければならない。一人一人に応じることは、幼児の思い、気持ちを受け止め、幼児が周囲の環境をどう受け止めているのかを理解すること、つまり、幼児の内面を理解しようとするところから始まるのであるが、幼稚園は、集団の教育力を生かす場であるので、一人一人の発達の特性を生かした集団をつくり出すことを常に考えることが大切である。

幼児一人一人に応じた指導をするには、教師が幼児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で保育に臨むことが重要である。また、教師は自分の心の状態を認識し、安定した落ち着いた状態でいられるように努めることも大切である。

(2) 幼稚園教育において育みたい資質・能力

幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

幼稚園においては、幼稚園生活の全体を通して、幼児に生きる力の基礎を育むことが求められている。そのため、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育活動を開拓し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を育てることが大切である。

これらの資質・能力は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づき、各幼稚園が幼児の発達や実情、幼児の興味・関心等を踏まえながら展開する活動全体によって育むものである。

(3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（以下「10の姿」）」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿である。なお、到達すべき目標ではないこと、5歳児に突然見られるようになるものではないことに十分留意する必要がある。教師は、この「10の姿」を念頭に置き、一人一人の発達に必要な状況をつくったり、必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

① 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

② 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

③ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。



④ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

⑤ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人の様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

⑥ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。



⑦ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもつて考え方言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。



⑨ 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

⑩ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

► Work 日頃の保育は、「10の姿(～するようになる)」が見えてくるようなものになっているか、下の例を参考に、「10の姿」細かく区切った後、それぞれに「～経験があるか」を付けて振り返ってみましょう。

[例] 「⑩ 豊かな感性と表現」…心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる(経験があるか)中で、／様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き(気付く経験があるか)、／感じたことや考えたことを自分で表現したり(する経験があるか)、／友達同士で表現する過程を楽しんだり(する経験があるか)し、／表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる(経験があるか)。

(4) 幼稚園教育の目標

学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標は、幼稚園生活の中で幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度を明らかにしたものであり、実際に教育を行う場合に常に念頭に置かなければならないものである。

各幼稚園においては、これらの幼稚園教育の目標に含まれる意図を十分に理解して、幼児が適切な環境の下で他の幼児や教師と楽しく充実した生活を営む中で、様々な体験を通して生きる力の基盤を身に付けるようにすることが大切である。

〔学校教育法第23条〕

幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 (※ 前条とは学校教育法第22条のこと。)

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- ④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- ⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(5) ねらい及び内容の考え方と領域の編成学習指導要領

幼稚園教育要領第2章には、「ねらい」と「内容」が示されている。「ねらい」は、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容」は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、以下の5領域で編成している。

- | | | |
|--------------------|-------|--------|
| ○ 心身の健康に関する領域 | ----- | 「健 康」 |
| ○ 人との関わりに関する領域 | ----- | 「人間関係」 |
| ○ 身近な環境との関わりに関する領域 | ----- | 「環 境」 |
| ○ 言葉の獲得に関する領域 | ----- | 「言 葉」 |
| ○ 感性と表現に関する領域 | ----- | 「表 現」 |



各領域に示されている「ねらい」は幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、「内容」は幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して、総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

また、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

(6) 各領域における内容の取扱い

「内容の取扱い」は、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項である。

ア 健 康

- (ア) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようになること。
- (イ) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようになること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整すること。
- (ウ) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (エ) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようになること。
- (オ) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児と関わりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようになること。
- (カ) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通じて、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようになること。

イ 人間関係

- (ア) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようになること。
- (イ) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようになること。その際、集団生活の中で、幼児が自己を發揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようになること。
- (ウ) 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるようになるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようになること。

- (エ) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきを体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- (オ) 集団の生活を通して、幼児が人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験を通し、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようになること。
- (カ) 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に關係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようになること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようになること。

ウ 環 境

- (ア) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようになること。
- (イ) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基盤が培われるなどを踏まえ、幼児が自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。
- (ウ) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わりうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようになること。
- (エ) 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようになること。
- (オ) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようになること。

エ 言 葉

- (ア) 言葉は、身近な人に親しみをもって接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、幼児が教師や他の幼児と関わることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようになること。
- (イ) 幼児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、教師や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くことを通して次第に話を理解するようになっていく、言葉による伝え合いができるようになること。
- (ウ) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようになること。
- (エ) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようになること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたり

することを通して、言葉が豊かになるようにすること。

- (オ) 幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようによること。

オ 表現

- (ア) 豊かな感性は、身近な環境と十分に関わる中で美しいもの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感動を他の幼児や教師と共有し、様々に表現することなどを通して養われるようによること。その際、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようによること。
- (イ) 幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようによること。
- (ウ) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に發揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、様々な素材や表現の仕方に親しんだり、他の幼児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫すること。

2 計画的な環境の構成と教師の役割の明確化

(1) 環境の構成

環境を構成するということは、ものや人、自然や社会の事象、時間や空間、それらがかもし出す雰囲気など様々な要素を相互に関連させながら、幼児の興味や関心に即して主体的な活動を促し、その活動の中で必要な体験を重ねていけるような状況をつくり出すことである。そして、その環境が具体的なねらいや内容にふさわしいものになるようによることである。さらに、幼児の活動の展開に伴って、常に幼児の発達に意味あるものとなるように再構成する必要もある。

〈環境を構成する視点〉

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 発達の時期に即した環境 | <input type="radio"/> 興味や欲求に応じた環境 | <input type="radio"/> 生活の流れに応じた環境 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|

(2) 教師の役割

環境を通して行う教育において、教師は様々な役割を担っている。一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を直接援助すると同時に、教師自らも幼児にとって重要な環境の一つになっている。

教師には、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境をつくり出すことが求められ、その役割として、物的・空間的環境を構成する役割と、その環境の下で教師自身の存在も含めて幼児と適切な関わりをする役割とがある。

また、教師は幼児を理解する者としての役割、共同して作業を行う者としての役割など様々な役割を果たす必要がある。そして、幼児の発達の特性を踏まえ、それぞれの集団の中で主体的な活動ができるよう、活動に応じた援助が必要となる。

さらに、幼児一人一人を育てていくためには、教師同士が協力して一人一人を捉えていくことが大切である。つまり、幼稚園の教職員全員で一人一人の幼児を育てるという視点に立つことが求められる。専門性を高め合う場である園内研修を通して、教師間の共通理解と協力体制を築き、教育の充実を図ることができる。そのためには、園長がリーダーシップを發揮し、一人一人の教師が日々の教育活動に生き生きと取り組めるような雰囲気をもった幼稚園づくりをすることが求められる。

► Work 自身の保育における環境構成や教師の関わり方を振り返り、改善したいことをまとめてみましょう。

3 教育課程

(1) 教育課程の意義

ア 幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて幼児期にふさわしい生活を展開する場であると同時に、意図的な保育を目的としている学校であるので、幼稚園教育の目的、目標を有効に達成するため、幼児の発達を見通して、それぞれの時期に必要な教育内容を明らかにし、計画性のある指導を行う場でなければならない。

このことから、それぞれの幼稚園は、幼児の充実した生活が展開できるような全体的な計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。

イ 幼稚園が編成する教育課程とは、法令に示された幼稚園教育の目的や目標を達成するための教育の内容を、幼児の心身の発達に応じ、幼稚園及び地域の実態に即して教育期間、教育週数、教育時間との関連において総合的に組織した幼稚園の教育計画をいう。各幼稚園においては、法令及び幼稚園教育要領に基づき、人間として調和のとれた心身共に健康な幼児の育成を目指し、幼児の心身の発達や特性及び幼稚園や地域の実態を十分に考慮して適切な教育課程を編成する必要がある。

したがって、教育課程は、それぞれの幼稚園における最も基本的な教育計画として重要な意義をもつものである。

ウ 教育課程はそれぞれの幼稚園において、全教職員の協力の下に園長の責任において編成するものである。各幼稚園においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」を踏まえた教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと（カリキュラム・マネジメント）に努めることが求められる。

エ 教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての方針について、家庭や地域と共有できるよう、分かりやすく説明していくことが求められる（社会に開かれた教育課程）。

(2) 教育課程編成の実際

ア 教育課程の編成

(ア) 教育目標

- 各幼稚園に応じた教育目標を設定する。
- 各年齢の教育目標を設定する。

(イ) 発達の過程

- 幼児の発達の実情を把握する。
- 教育目標がどのように達成されるかについて予測する。

(ウ) 具体的なねらいと内容

幼稚園教育要領第2章の各領域に示されているねらいや内容を十分に把握し、幼児の発達の各時期に応じて適切に具体化したねらいや内容を設定する。

(エ) 園行事

郷土や市町村、園の行事の外に国民の祝日や季節的なものを挙げる。

(オ) 教育週数

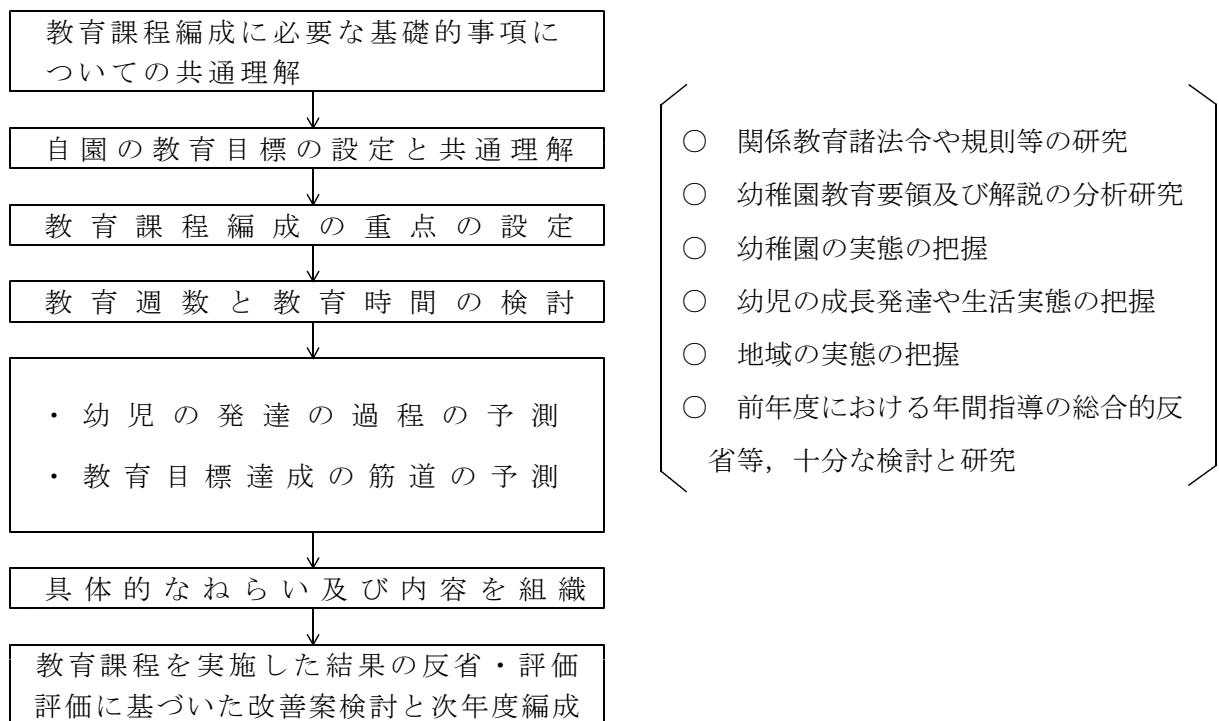
1年間の教育週数は、学校教育法施行規則第37条に、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。」と定められている。

特別な事情とは、台風、地震、豪雪などの非常変災、その他急迫の事情がある時や伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。

(カ) 1日の教育時間

幼稚園教育要領に示されているとおり、4時間を標準としている。なお、地域の実態や保護者の要望により、幼稚園の実情に応じて弾力的な対応が考えられる。

イ 教育課程の編成の手順（参考例）



► Work 本年度の自園の教育目標と、具体的なねらい及び内容との関わりについて確かめましょう。
また、次年度編成に向けて、実施した保育内容についての課題と改善策をまとめておきましょう。

4 指導計画

(1) 指導計画の意義

各幼稚園が教育課程を実施するに当たっては、更に具体的な指導計画を作成する必要がある。指導計画は、教育課程に示されているねらいや内容が、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするための具体的な計画である。各時期にどのようなねらいで、どのような指導を行ったらよいかを明らかにし、それぞれの時期にふさわしい生活を導き出すものである。

(2) 指導計画の作成に当たって

指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものである。指導計画の作成に当たっては、一人一人の発達の実情や学級・学年の発達の過程を理解した上で、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにする。

ア 具体的なねらい及び内容は、幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定する。

イ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにする。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにする。

ウ 幼児の具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をする。その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図る。

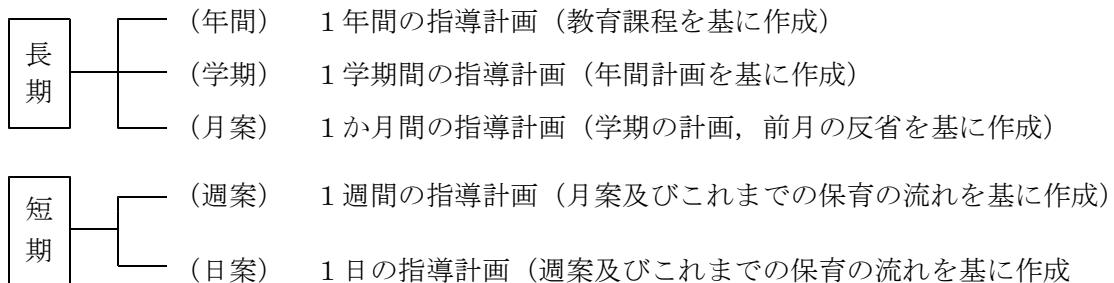
(3) 指導計画の作成に当たっての留意事項

指導計画を作成するに当たっては、幼稚園教育要領第1章第4に示されている「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」を十分に考慮し、調和のとれた計画を作成することが大切である。

ア 長期の指導計画と短期の指導計画

長期的に発達を見通して年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにする。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連續性のある活動が相互に関連して幼稚園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにする。

○ 指導計画の種類



※ 幼稚園は1日が単位、小学校は1単位時間が単位

イ 体験の多様性と関連性

幼児が様々な人や物との関わりを通して、多様な経験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくことに留意する。その際、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにするとともに、心動かされる体験が次の体験を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようとする。

ウ 言語活動の充実

言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図るようにする。

エ 見通しや振り返り

幼児が次の活動への期待や意欲をもつことができるよう、幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫する。

オ 行事の指導

行事の指導に当たっては、幼稚園生活の自然の流れの中で生活に変化や潤いを与え、幼児が主体的に楽しく活動できるようにする。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないように留意する。

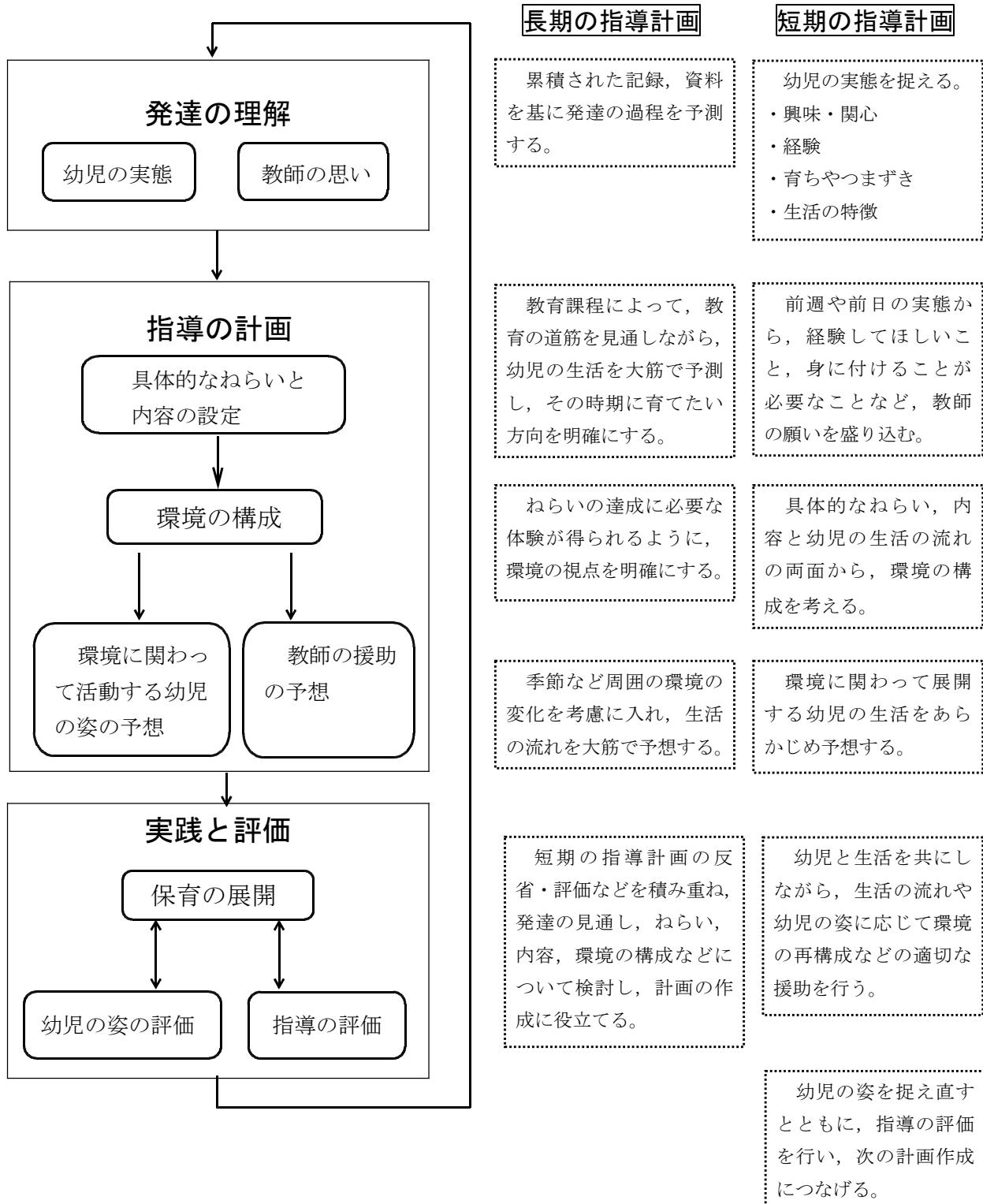
カ 情報機器の活用

幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やICTを活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮する。

► Work 自園の長期の指導計画を確認しましょう。

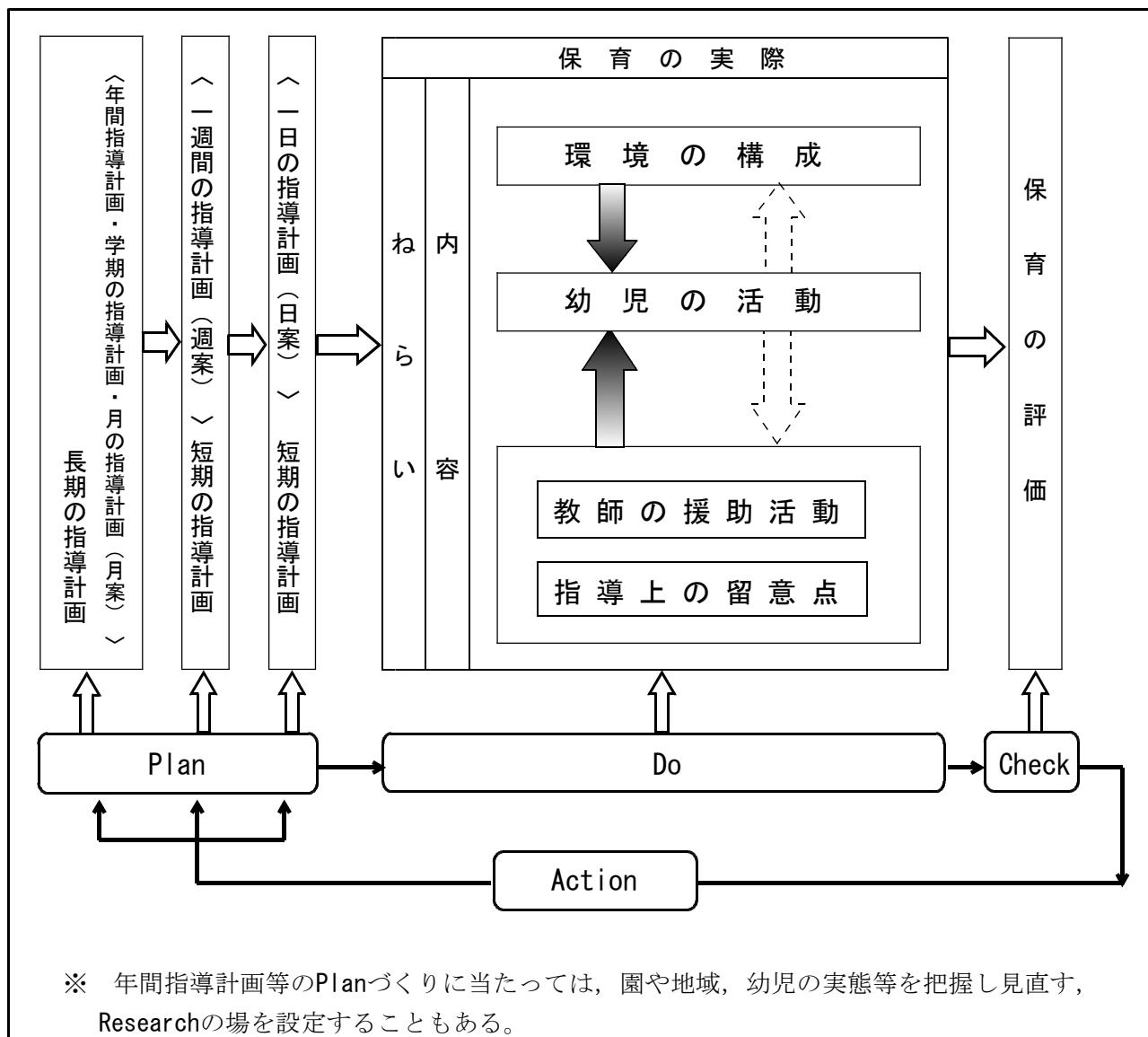
また、自身の日頃の短期の指導計画を見直し、本頁の「(3) 指導計画の作成に当たっての留意事項」を踏まえて作成してみましょう。

<指導計画作成の手順（例）>



(4) 指導計画の見直しのサイクル

よりよい保育を構想するためには、実践を基にした指導計画を立てる必要がある。また、指導計画は保育を行った後に適切な評価を行うなどして、改善していくかなければならない。そのためには、「計画 (Plan)」(長期の指導計画・短期の指導計画)→「実施 (Do)」(保育の実際)→「評価 (Check)」(保育の評価)→「改善 (Action)」(計画の修正、処置)のサイクルを下図のように繰り返しながら、絶えず見直し、改善していくことが大切である。



図【指導計画の見直しのサイクル】

► Work 前頁の<指導計画作成の手順(例)>をもとに、短期や長期の指導計画を見直してみましょう。

5 学級経営

(1) 学級経営の意味

学級とは、幼稚園において、幼稚園教育の目的や目標を実現するために意図的に組織された集団である。各学級には学級担任制が採用されており、学級担任の教師にはその受けもつ学級の児童を教育課程に基づいて指導する責任がある。

学級の運営と管理に当たっては、他の学級の教師たちと十分な連絡を取りながら、より高い教育効果が上げられるように努める必要がある。

(2) 学級経営の展開

ア 実態的確な把握

○ 学級経営の根本としての幼児理解

- ・ 一人一人の幼児の理解（幼児の性格や行動などの特性、幼児の心身の発達、幼児の可能性、保護者の教育的関心や家庭の状況など）
- ・ 幼児が形成する集団の理解

○ 幼稚園及び地域の実態等の把握

- ・ 幼稚園の規模や施設・設備等の物的環境
- ・ 教職員組織などの人的環境
- ・ 地域にある自然環境、教育施設
- ・ 地域の伝統や文化
- ・ 保護者や地域の人々の幼稚園教育への期待・関心等

イ 学級経営の目標設定

○ 自園の教育方針・目標を、学級経営を通して具体的に実践するための目標

ウ 目標を達成するための計画・方策の具体的策定

- 学級経営に臨む教師としての姿勢の明確化
- 園生活、遊びの中における指導、事故防止の具体策
- 幼児の創造性、自主性を学級経営に生かす工夫
- 特別な支援を必要とする幼児に対する指導の具体策

エ 指導計画の作成と実施

○ 学級目標や方針に基づいた具体的な指導計画の作成

- ・ 具体的なねらいと内容の設定
- ・ 環境の構成
- ・ 援助の在り方
- ・ 活動の予想 など

○ 計画、実践、評価、改善の流れ（P D C Aサイクル）による指導計画の改善

オ 学級づくり

○ 一人一人が成就感を味わえ、常時活動できる場のある学級づくり

○ 一人一人のよさを認め、個性を生かす学級づくり

○ 一人一人が尊重される温かい雰囲気の学級づくり

○ 環境の構成（物的環境、人的環境、園内・園外保育）

- ・ 幼児の主体的な活動を促すような環境の構成
- ・ 幼児が安定感をもって過ごせるような環境の構成

► **Work** 本頁の「(2) 学級経営の展開」を踏まえて、自身の学級経営を見直してみましょう。

(3) 学級事務

学級事務とは、学級担任が学級経営に当たって処理する事務であり、学級経営上欠くことのできないものである。

ア 幼児の掌握・管理のための事務

イ 学級備品・消耗品の点検、管理

ウ 記録簿、諸帳簿の整理、教育計画の見直し

エ 集金事務、提出物の確認

(4) 園運営の一員

- 幼稚園運営に参画する一員として自覚し、全園的な協力態勢づくりに努める。
- ア 相互の協力、職員会議への参加、楽しい職場づくり
 - イ 園務分掌・服務規定の理解
 - ウ 園内研修への取組（自己研修・協同研修）

(5) 家庭との連携

幼稚園教育をより充実させるには、幼児に対して大きな影響力をもつ家庭の理解と協力が必要である。幼児一人一人について、家庭との連携を密にし、幼児のありのままの姿を見つめ、共通理解の基、望ましい成長・発達に向けて努力していくなければならない。

ア 園のたより

- 園における幼児の実態や保育予定を家庭に知らせることができる。
- 幼児教育一般についての情報を提供するとともに、家庭教育の重要性を啓発することができる。

イ 連絡帳

- 個人に関わる内容について教師と家庭との連携に有効である。
- 家庭からの連絡や相談などに使うことができる。

ウ 懇談会

- 保護者が、客観的に幼児の性格や能力を把握したり、保護者同士や教師との親密感を醸成したりすることができる。

エ 個人面談

- 保護者の理解、協力等を得るための機会である。
 - ・ 教師の一方的な言動を慎み、保護者の声に傾聴する。
 - ・ 結論を急ぐことなく、問題によっては園長・主任等に相談し指導を受ける。
 - ・ 具体的な指導例を、経験の豊かな先輩から聞いておく。

オ 家庭訪問

- 幼児の家庭での様子や保護者の思いや願いなどを聞く機会である。
 - ・ あらかじめ話すこと、聞いておくことを整理しておく。
 - ・ 訪問する前に相手の都合を聞き、計画的に実施する。

カ 参観日・親子の活動など

(6) 保護者への適切な対応

園における幼児への関わり方や支援については、保護者との連携が重要である。

これまでの保護者への対応を振り返るとともに、適切な対応の在り方について理解を深め、幼児へのよりよい支援に生かすことが大切である。

ア 保護者と接する際の基本的な考え方

(ア) 幼児を思う親心を理解する。

幼児への期待感と幼児のために何とかしたいという保護者的心情を理解しつつ、対応することが大切である。

(イ) 保護者の努力を認める。

保護者の子育てについて不用意に批判をせず、保護者の努力してきたことを認めながら対応することが大切である。

(ウ) 幼児の長所や得意な面を認める。

幼児の長所や得意な面を認め、「幼児はかけがえのない存在である」という姿勢で対応することが大切である。

(エ) 「保護者と共に」という姿勢をもつ。

家庭の協力なくしては、幼稚園教育も成り立たない。健やかな幼児の成長を目指して、「保護者と共に」という姿勢で対応する。

(オ) 迅速な対応を心掛ける。

保護者は、相談したいことがあっても遠慮している場合が多い。その思いを踏まえて、相談されたときは、誠意をもって迅速に対応することが大切である。

(カ) 人権尊重の精神を忘れない。

人権尊重の精神に基づいた対応に努めることが大切である。差別や幼児の人格を傷付けるような言動は絶対にしない。

(キ) 一人で抱え込まない。

内容によっては、園として組織的に対応しなければならないこともある。一人で抱え込み、悩むことのないように、日頃から園長、主任等に報告・連絡・相談することが大切である。

(ク) 園の基本方針を踏まえる。

全教職員が、園の基本方針を踏まえて保護者に対応する。

イ 保護者からの相談に対する基本的な対応と留意点

(ア) 基本的な対応

- ・ 落ち着いて丁寧に応答する。
- ・ 保護者の意見や考えをよく聞く。
- ・ 発言は感情的にならないように注意する。
- ・ その場で回答できないものについては即答せず、後日回答する旨を伝える。
- ・ 対応内容はきちんと記録し、園長、主任等に報告する。

(イ) 面談の留意点

- ・ 面談の日程等の連絡は確実に行う。突然の来園でも対応できる態勢をつくっておく。
- ・ 丁寧な対応に努め、話しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・ 保護者の話に傾聴し、相談の趣旨を把握する。
- ・ 保護者の希望等に対しては、園全体が関連する内容もあるので、全職員で情報を共有し丁寧な対応を心掛ける。

► Work 自身の保護者のとの接し方を振り返り、特に、改善したいことや大切にしたいことをまとめましょう。

V 保育案例

年少児保育案

○○組 計○人
保育者 ○○ ○○

1 幼児の実態

子供たちは入園当初、初めての集団生活ということもあり、保護者と離れることが難しい場面や初めてのことに戸惑う姿が見られた。保護者と連携しながら、少しずつ園生活に慣れていく中で、友達のしていることに興味をもち、「今日は、○○さんと一緒に○○をして遊ぼう。」など、主体的に友達に関わろうとする姿が見られる。最近は、友達との関わりが広がってきたからこそ、「○○をして遊ぼう。」と思っていても他の友達が使っていたり、「○○さんと一緒に遊ぶ。」と思っていても断られてしまったりと、うまくいかないこともあります。戸惑う姿が見られる。教師が、互いの思いを整理したり、代弁したり、必要な言葉を知らせたりしながら、友達と関わりを広げ深めている。また、保護者にも子供たちの様子を伝え、家庭での対応の仕方や受け止めるときの姿勢などを願いしたり、家庭での様子を教えてもらったり、家庭と幼稚園で協力して子供の育ちを見守ることで、安心して幼稚園生活を送れるようになってきている。

室内では、自分のイメージしたものを形にしようと空き箱やトイレットペーパーの芯を組み合わせて遊んでいる。ヒーローやヒロインになりきるために新聞紙やビニール袋を使って剣やマント、ドレスをつくろうと、教師に手伝ってもらいながら遊ぶ姿も見られる。ままごとコーナーでは、役割分担は難しい場面も見られるが、一緒に家族ごっこをしているという意識をもちながら、お父さんやお母さんなどになりきって遊んでいる。また、最近、自分でつくったものと友達のつくったものをつなげたり、合体させたりして、遊ぶ姿も見られるようになってきている。年上の友達の保育室に招待されて、お店屋さんで品物が並んでいることにわくわくしたり、教師と一緒に買い物ごっこを楽しんでいる。

園庭では、自分たちの手で地面に線を引いて電車の線路に見立てたり、水をもって来て砂に混ぜて団子をつくったり、山をつくったりするなど、自分たちで遊びを工夫する姿も見られる。固定遊具では、ブランコに乗れるようになった友達の姿を見て真似しようしたり、教師に手伝ってもらいながら難しい遊びにも挑戦したりする姿が見られる。また、固定遊具を家族ごっこの家やコンサート会場、映画館などに見立てて遊ぶ姿も見られる。室内でつくった衣装を着て、CD等を用意し、音楽に合わせて踊ったり、映画の主人公になりきって演技したりして、それぞれのイメージで遊びを楽しんでいる。園庭にあるヌスピトハギを自分の洋服にくっつけて家族のお土産にしたり、様々な色や形の落ち葉や石を見付けて持って帰ったりとこの時期ならではの自然にも親しんでいる。飼育小屋のウサギにエサをあげたり、一人一鉢で育てているクロッカスの成長の様子を見たり、お世話をしようとする姿も見られる。

このように、友達との関わりを楽しみ、友達と一緒にいることのよさや楽しさを知るようになった子供たちである。

2 遊びの価値とねらい

子供たちは、自分らしさを発揮しながら友達と関わろうとする姿が見られる。友達と一緒に役になりきって遊ぶ姿やいろいろなものとの関わりや新しい遊びの展開を今まで以上に求める姿を大切にしたい。

役になりきって遊ぶ遊びでは、見立てはそれぞれに違いはあるが一緒の衣装を着てすることや同じ場を共有していることで友達のよさや一緒にいる楽しさを感じることのできる遊びとして大切にしたい。友達と共に多くのものが多くなるにつれていざこざもあるが、教師が互いの会話をつなげたり必要に応じて言葉を補ったりして、相手の気持ちを知るきっかけにしたい。また、自然物を遊びに取り入れて遊びを進めていく姿についても、この時期ならではの自然に親しみをもつことができる遊びとして大切にしたい。

固定遊具の遊びでは、初めてのことにも挑戦しようとする姿や友達がきっかけとなって何度も挑戦する姿が日常生活の中においても自信につながっていく遊びとして大切にしたい。

こうした遊びは、友達と遊びを共有することのよさや楽しさを感じることにつながっていくだろう。ま

た、友達と一緒に進める中でうまくいかないもどかしさを感じながら、自分と友達の違いを知り、調整していくことも知っていくきっかけとなると考える。

3 この期の保育について

(1) ねらい

- 好きな遊びを見付けて楽しむ中で、友達や先生との関わりを楽しむ。
- 身近な自然に触れて楽しく遊んだり、自然物を遊びに取り入れようしたりする。

(2) 内容

- いろいろな遊びに興味をもち、同じ遊びが好きな友達と関わることを楽しむ。
- 家族やテレビ、絵本などの登場人物になってごっこ遊びを楽しむ。
- 遊びの中で先生や友達に自分の思いを伝えようとする。
- 素材や遊具に親しみながら、自分なりのイメージを表現しようとする。
- 友達といろいろな人やものになったり、歌ったり、踊ったりして楽しむ。
- 身の回りの自然に興味をもち、落ち葉や木の実などを見付けて遊ぶ。
- 身の回りのことや生活に必要なことをできるだけ自分でしようとする。
- 食事に关心をもち、先生や友達と言葉を交わしながら楽しく食事をする。

4 本日の保育について

(1) ねらい

- 好きな遊びを見付けて、友達や先生と関わりながら自分のイメージを伝えようとする。
- いろいろな遊びに興味をもち、身の回りの素材や遊具、自然に親しみをもつ。

(2) 内容

- 同じ遊びが好きな友達と関わりながら、自分のイメージや思いを伝えようとする。
- 身近な素材や遊具、自然に親しみながら、自分なりのイメージを表現しようとする。
- 身の回りのことなど自分ることはできるだけ自分でしようとする。

(3) 保育に当たって

ア 人の関わり

- 一緒に遊んでいる友達に、自分の思いを伝えながら遊びが楽しく展開できるように教師も仲間に入って互いの会話をつなげたり、必要に応じて言葉を補ったりして、楽しい雰囲気をつくるようにする。
- 自分のしたいことやしてほしいことなどを教師に話そうとする姿を認め、友達と一緒に遊びながら自分の思いや感じたことを友達に話し、イメージが重なる楽しさを味わえるようにする。
- 友達と関わる中で、自分の思いをうまく言葉にできないときは、教師が互いの気持ちを代弁したり、「貸して」、「仲間に入れて」、「ちょっと待ってね」などの必要な言葉を知らせたりする。
- 衣服の着脱、道具の片付けなど身の回りの始末を自分でやろうとする姿を認めながら、必要に応じて手伝ったり、励ます言葉掛けを行ったりする。

イ ものとの関わり

- イメージするものをつくることができるよう、材料を準備しておいたり、子供と相談したりしながら適切な材料を選んだりする。
- 友達とイメージするものが異なったときは、教師が間に入り、互いの思いを聞き、互いの思いをつなぐ。
- 道具を正しく使ったり、友達と交代で使ったりできるように、必要に応じて言葉掛けを行う。

ウ 自然との関わり

- 子供が見付けてきた木の実や落ち葉などを一緒に見て、子供の気付きに共感したい。
- 見付けた秋のものを遊びに取り入れようとする姿を大切にし、つくり上げた満足感に共感したり、つくりたいもののイメージに合う材料を用意したり提案したりする。
- クロッカスの成長や開花を楽しみにしながら、自然への関心を高められるような言葉掛けを行う。

(4) 保育の流れ

時刻	子供の活動	教師の援助と留意点
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登園する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶をする。 ・ 傘を立てる。（雨天時） ・ 靴を履き替える。 ○ 登園時の活動をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ シールを貼る。 ・ 連絡帳を出す。 ・ タオルを掛ける。 ・ 園バッグや帽子などを棚にしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の子供たちと笑顔で挨拶を交わしたり、楽しく会話したりしながら、今朝の子供たちの健康状態を把握する。 ○ 教師に進んで挨拶をしたり、前日の出来事を話そうとしたりする姿を認め、楽しく一日が始まるようにする。 ○ 登園時の活動は、自分でしようとする姿を認め、必要に応じて手伝ったり見守ったりしながら自信や意欲が高まるような言葉掛けをする。
9:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好きな遊びをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごっこ遊びをする。 ・ つくって遊ぶ。 ・ 砂や水を使って遊ぶ。 ・ 体を動かして遊ぶ。 ・ 自然と触れ合う。 ・ 絵本を見る。など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごっこ遊びでは、好きな役になりきって遊ぶ姿に共感しながら教師もお客様になるなど一緒になって遊ぶようになる。 ○ 異年齢の活動に参加し、楽しい雰囲気で自分たちもしてみたいという気持ちになるような環境つくりや援助をする。 ○ つくる遊びでは、子供たちが好きな形をつくる姿を見守り、出来上がったものを教師に見せながらイメージを伝える姿を大切にする。 ○ 友達に自分の思いを伝えながら楽しく展開できるように、互いの会話をつなげたり、必要に応じて言葉を補ったりする。 ○ 砂や水を使った遊びでは、砂と水を混ぜた感触を子供たちと一緒に味わいながら、ケーキや団子、コーヒーなど子供たちがつくりたいものを一緒につくって楽しむようになる。 ○ 体を動かす遊びでは、様々な固定遊具に挑戦しようとする姿を認めながら、教師も体を動かして遊ぶ楽しさを味わうようになる。 ○ 自然に親しむ遊びでは、園庭の様々な自然物と一緒に探しながら生き物を大切にする心も育めるような言葉掛けをする。
11:20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊びの片付けをし、給食の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い、うがいをする。 ・ 準備をして待つ。 ○ 給食を食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ、手洗い・うがいや給食の準備を進んで行う姿を認める。 ○ 給食時の安全面や食事のマナー等について配慮しながら、必要に応じて援助を行う。

12:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食器などを片付ける。 ・ 歯磨きをする。 ○ 自由遊びをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の好きな遊びをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分で片付けができるように、援助を行う。 ○ しっかり歯磨きができるように、声を掛けたり、見届けたりする。 ○ 好きな遊びに取り組めるように、安全面や環境の構成などに配慮する。 ○ 遊びの片付けを促す。
13:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰りの支度をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用便を済ませる。 ・ タオルと連絡帳をしまう。 ○ 降園時の活動をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指遊びをする。 ・ 歌を歌う。 ・ 絵本を見る。 ・ 先生や友達と一日を振り返る。 ・ 次週のことについて知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ、手洗い・うがいや帰りの身支度を進んで行う姿を認める。 ○ 帰りの支度は、自分でしようとする姿を認め、必要に応じて手伝ったり見守ったりしながら自信や意欲が高まるような言葉掛けをする。 ○ 降園時の活動では、一緒に歌を歌ったり、絵本を見たりして楽しく過ごせるようにする。また、次週の予定を話題にして、次週への期待をもって降園できるようにする。
14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降園する。 	

(5) 「予想される遊び」は省略

年 中 児 保 育 案

○○組 計○人
保育者 ○○ ○○

1 幼児の実態

子供たちは、「○○ちゃんはまだかな。」、「○○君が来たら一緒につくるんだ。」などと、友達と遊ぶことを楽しみにして登園する姿が見られる。

保育室では、役割を決めてごっこ遊びをしたり、自分のつくりたいものをイメージし、必要な材料を選んで組み合わせながらつくり出したりしている。また、ネコやお姉さんなどの役を決めて、話し方や動きなどを工夫してその役になりきって遊んでいる。また、ソフト積み木を組み合わせてステージをつくり、手づくりのマイクをつけて演奏会を開くこともある。曲紹介のカードや観客用の席を用意するなど、歌う以外の準備も分担しながら行っている。「コンサートが始まります。」の声が掛かると、それまで他の遊びをしていた子供たちが観客としてやってくるなど、遊びの種類を越えた子供同士の関わりが見られるようになってきた。また、様々な材料を使って、自分のイメージするものをつくり上げようとする姿も見られる。手伝ってほしいと思うところや使いたい材料を教師に伝えてくることもある。友達がつくっているものに興味を示し、同じものが欲しいと、友達につくり方を聞きながら一緒につくったり、つくってもらったりすることもある。

プレイルームでは、大型積み木を組み合わせて自分たちの家や基地をつくり、その中で過ごす姿が見られる。時には積み木の家がイヌの家になり、自分たちがイヌとなり、散歩や食事などをすることもある。他には、段ボールや折り紙でつくった魚などを海に見立てたビニールシートの上で泳がせたりそれらの魚を捕まえたりして楽しんでいる。たたかいごっこが好きな子供たちが、ヒーローや恐竜など、自分のなりたいものになりきって遊ぶ姿も見られる。その中で、本当には当てないような力の加減ができるようになってはきているが、夢中になりすぎて本気になってしまふこともある。

園庭では、砂場で砂を型抜きして皿に盛り、パーティーをしたり家族ごっここの料理をつくったりしている。バケツに砂を入れ、木製遊具や滑り台などに運び、その場所を家にして、ごっこ遊びを始めることがある。料理をつくる人と買い物に行く人などに分かれ、それぞれが役割を決めて遊びを進めている。固定遊具を使った遊びでは、友達に刺激を受け、自分もやってみようとする子供の姿が見られる。

気の合う友達ができ、誘い合い刺激を受け合いながら、それぞれが好きな遊びを楽しんでいる子供たちである。

2 遊びの価値とねらい

子供たちは、自分の思いを形にしたり、友達と考えを出し合い、一緒につくったり、誰かに見てもらったりすることの楽しさを感じ始めている。

ごっこ遊びでは、役割を分担したり考えを出し合ったりすることで、友達同士の関わりが深まっていく遊びとして大切にしたい。コンサートやパーティーを開きたいという気持ちから、どういったものが必要か、という考えるきっかけとなる。教師も一緒にになり、互いの考えを伝え合うを通して、友達と考えを出し合って、一緒に遊びを進める楽しさを感じていくことへつなげていきたい。

つくって遊ぶでは、こんな風にしたい、というイメージを形にしていくおもしろさを感じられる遊びとして大切にしたい。友達と同じものをつくりたいこともよくあるので、つくってもらったり、つくり方を教えてもらったりすることで、ものを通して友達との関わりも大切にしたい。また、動物やヒーロー、ヒロインになりきって遊ぶ際にも、つくったものを使うことで、なりきる楽しさを感じることができると考える。こうしていろいろなものをつくり出すことを通し、遊びに必要なものを考え、つくり出し、遊びを展開していくことへつながっていくと考える。

友達と一緒に遊ぶことを通して、つくりあげる喜びや遊びのイメージを共有するおもしろさを、より強く感じていくことで、少しずつ友達の思いを聞きながら、共通の目的に向かって自分たちで遊び

を展開していくことへつなげていきたい。

3 この期の保育について

(1) ねらい

- 気の合う友達と関わり合って遊ぶことを楽しむ。
- 秋や初冬の自然に興味をもち、自分の好きな遊びに取り入れる。

(2) 内容

- 気の合う友達と一緒に遊んだり、自分なりに考えたり、試したりしながら好きな遊びを存分に楽しむ。
- 落ち葉や木の実などの自然物を使って、いろいろな遊びを楽しむ。
- 友達とイメージを伝え合いながら、遊ぼうとする。
- おやつの調理を通して、つくることや食べることを楽しむ。
- 米の収穫や野菜の世話を通して、いろいろな食材に興味・関心をもつ。

4 本日の保育について

(1) ねらい

- 気の合う友達と一緒に、好きな遊びを楽しむ。
- 落ちている落ち葉や木の実に気付き、秋を感じる。

(2) 内容

- 気の合う友達を誘い、自分の考えを試しながら好きな遊びを楽しむ。
- 自分のイメージを友達に伝え、一緒に遊ぼうとする。
- 木の実や落ち葉などを見付けたり、拾ったりする。

(3) 保育に当たって

ア 人との関わり

- イメージや考えが他の子供たちに伝わるように、代わりに伝えたり、伝え方を知らせたりする。
- 友達と一緒に遊びたいという気持ちを大切にし、友達と遊ぶことの楽しさをより感じられるような雰囲気づくりや言葉掛けをする。
- 自分の思い通りにいかず気持ちの整理がついていないときには、子供の思いに寄り添い、自分の思いを伝えたり、友達の思いを受け入れたりできるようにする。

イ ものとの関わり

- イメージするものをつくることができるよう、様々な材料を準備し、子供と相談したり適切な材料を選んだりする。
- 自分のつくりたいものがうまくつくり出せないときには、教師が手伝ったり、友達同士で教え合い助け合う場面をつくったりする。
- 道具を正しく使ったり、友達と交代で使ったりできるように、必要に応じて言葉掛けを行う。

ウ 自然との関わり

- 子供が見付けてきた木の実や落ち葉などを一緒に見て、子供の気付きに共感したり、周りの子供たちに知らせたりする。
- 見付けた秋のものを遊びに取り入れようとする姿を大切にし、つくりたいもののイメージに合うものを用意したり提案したりする。
- 花の世話をし、成長の様子や種類による形などの違いに気付き、開花を楽しみにしながら、自然への関心を高められるような言葉掛けを行う。

(4) 保育の流れ

時刻	子供の活動	教師の援助と留意点
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登園する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶をする。 ○ 登園時の活動をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カレンダーを見ながら、好きなシールを貼る。 ・ 連絡帳を出す。 ・ タオルを掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人の子供と笑顔で挨拶を交わしたり楽しく会話をしたりしながら、今朝の子供の健康状態を把握する。 ○ 教師に進んで挨拶をしたり、友達が登園することを待ったりする姿を認め、楽しく一日が始まるようにする。 ○ 登園時の活動は、自分で進めていく姿を認め見守りながら、自信や意欲が高まるような言葉掛けをする。 ○ 気温や体調を考慮しながら、必要に応じて上着を脱ぐように言葉を掛ける。
9:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好きな遊びをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごっこ遊びをする。 ・ つくって遊ぶ。 ・ 自然と触れ合う。 ・ 砂や水を使って遊ぶ。 ・ 体を動かして遊ぶ。 <p style="text-align: center;">など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごっこ遊びでは、子供たちでイメージを伝え合いながら、好きな役になりきって遊ぶ姿に共感する。また、教師もお客様になって加わり、楽しい雰囲気を高める。 ○ つくる遊びでは、子供たちがイメージを形にしていく姿を見守り、必要に応じて手伝ったり、友達との関わりがもてるようしたりする。 ○ 自然に親しむ遊びでは、落ち葉や木の実などを拾い、遊びに取り入れながら秋を感じることができるような言葉掛けをする。 ○ 考えが通じ合わず遊びが止まってしまった場面では、教師が思いを受け止め、互いの考えを整理し、相手の思いに耳を傾けられるようにする。
11:20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気持ちよく遊びから片付けに向かうことができるよう、片付けの少し前から片付けが近づいていることを知らせる。
11:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い、うがいをする。 ・ 当番が配膳をする。 ・ 準備を整え静かに待つ。 ○ 給食を食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ、手洗い・うがいや給食の準備を進んで行う姿を認める。 ○ 配膳の際の安全面や食事のマナー等について促す。 ○ 自分で片付けができるように、援助を行う。 ○ しっかり歯磨きができるように、声を掛けたり、見届けたりする。 ○ 好きな遊びに没頭できるように、安全面や環境構成などに配慮する。
12:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当番が片付ける。 ・ 歯磨きをする。 ○ 自由遊びをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の好きな遊びをする。 	
13:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降園の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用便を済ませる。 ・ 手洗いうがいをする。 ・ 連絡帳等をバッグにしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊びの片付けを促す。降園時の活動では友達との関わりがもてるようになる。 ○ トイレ、手洗い・うがいや帰りの身支度を進んで行う姿を認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降園時の活動をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指遊びをする。 ・ 歌を歌う。 ・ 絵本を見る。 ・ 先生や友達と一日を振り返る。 ・ 次週のことについて知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降園時の活動では、一緒に歌を歌ったり、絵本を読んだりして楽しく過ごせるようにする。また、次週の予定を話題にして、次週への期待をもって降園できるようする。
14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降園する。 	

(5) 「予想される遊び」は省略

年長児保育案

〇〇組 計〇人
保育者 〇〇 〇〇

1 幼児の実態

子供たちは、友達と遊ぶことを楽しみにしており、友達や教師に元気に挨拶する姿が見られる。一日の流れを把握し、「〇〇君、まだ来てないかな。」、「お外に行って来ます。」「〇〇ちゃん、昨日の続きしよう。」と、遊びたいこと、遊びたい友達、遊びたい場所等を考えて好きな遊びをしている。最近は、気の合う友達ややりたい遊びが重なる友達と誘い合って、ごっこ遊びや体を動かす遊び、製作など自分たちのやりたい遊びを見付けて楽しんでいる姿が見られる。

園庭では、落ち葉や木の実などが落ちてきており、友達とそれらを見付けることを楽しんだり、どんぐりごまやお店屋さんごっこなどの遊びに用いたりしている。また、友達と誘い合って、大人数で遊ぶことも増えてきており、鬼ごっこやサッカー遊びなどをして、園庭を駆け回っている。ときには、ルールをめぐっていざこざもあるが、自分の思いを主張したり、相手の思いを受け止め調整したりして、ルールを互いに確認し合って、大人数で遊ぶことを楽しむことができるようになってきている。砂場では、友達と話し合って山や川をつくったり、交代で、バケツに水を汲んできて水を流し、その流れや水が溜まった後の砂の感触を楽しんだりしている。室内では、段ボールやマットなどを使って自分たちの空間をつくり、おばけ屋敷ごっこや家族ごっこ、お店屋さんごっこを楽しんでいる。その場所を拠点として、「隣におばけレストランを開こう。」「お店が並んでいるから全体を〇〇組商店街にしよう。」など、友達が楽しそうな遊びをしていると、仲間に加わって、一緒にアイデアを出し合いながら、遊びを何日も継続させ、発展させることができるようにになってきている。遊びを進める中では、友達を客として招待するなど相手を意識した遊びを組み立てる姿も多く見られるようになってきている。

2 遊びの価値とねらい

「友達と遊ぶことが楽しい」と感じている子供たちなので、子供が楽しく遊ぶための方法を自分で考えながら、友達と遊び進めていく姿を大切にしたい。

お店屋さんごっこやレストランごっこでは、「こんな風にしたい」というイメージを互いに出し合い、話し合いながら形していく楽しさを味わうことができると考える。また、それぞれが「お店屋さん」を展開している姿を知らせ、保育室を「〇〇組商店街」として環境を整えてほしいという子供たちの思いから、お店を出している人がみんな仲間となって進めることができる遊びとして大切にしたい。その中で、「お客様に来てもらうためには」、「お客様を楽しませるためには」などのお客様として来てくれる友達を意識しながらアイデアを出し合い、友達と遊びを進めることができると考える。鬼ごっこやサッカー遊びは、たくさんの友達と一緒に遊ぶことができる遊びである。楽しく遊ぶためには、一緒に遊ぶ友達とルールを共有する必要がある。ルールの認識の違いからいざこざになることがあるが、友達と話し合いながら、自分とは異なる友達の意見を受け入れ、ルールを整理しながら、進めていくことができる遊びとして大切にしたい。また、自分たちなりのルールを考え、それらを共有して遊ぶ楽しさを味わえる遊びとしても大切にしたい。

友達と遊びを展開していく中で、友達の考えを受け入れたり、自分の考えと組み合わせたりすることでより遊びが楽しくなることを実感していく姿を大切にしたい。こうした経験を通して、友達と協力し、共通の目的をもちながら遊びを進める楽しさを存分に味わうことへつながっていくと考える。

3 この期の保育について

(1) ねらい

- 友達と話し合い、協力し合いながら目的をもって遊ぶことを楽しむ。
- 深まりゆく秋や初冬の自然を積極的に自分たちの遊びに取り入れて楽しむ。

(2) 内容

- 自分たちで工夫して園生活を楽しむ。
- 遊びの進め方や決まりなどを自分たちで話し合い、進めようとする。
- 遊びに必要なものを用意したり、場を工夫したりしながら互いのイメージを出し合い、表現し合うことを楽しむ。
- 友達と一緒に協力したり、相談したりしながら遊びを進め、やり遂げる充実感を味わう。
- 友達と体を動かして遊ぶ中で、役割を分担しながら、共通の目的を見付けて遊びを楽しむ。
- 自分たちの身の回りにある自然に興味をもって関わり、自然物を使っていろいろな遊びを楽しむ。
- 植物の成長の様子について知り、その不思議さを感じたり自然の恵みに感謝したりする。

4 本日の保育について

(1) ねらい

- 友達と話し合いながら、協力してつくったり遊んだりすることを楽しむ。
- 深まりゆく秋を感じ、木の実や落ち葉などを見付け、自分たちの遊びに取り入れて楽しむ。

(2) 内容

- 友達と鬼ごっこやサッカー遊びをする中で、ルールを確認し合い、共通のルールで遊びを楽しむ。
- 友達と一緒に協力したり、相談したりしながらお店屋さんごっこや体を動かす遊びを進めていく。
- 木の実や落ち葉を使ってお店屋さんごっこやレストランごっこなどの遊びを楽しむ。

(3) 保育に当たって

ア 人との関わり

- 楽しく遊ぶための方法を話し合う場面を大切にしながら、必要に応じて、意見を整理したり、子供同士の橋渡しをしたりして、共通の目的やルールで遊びが進められるようにする。
- 年下の友達をお客さんとして誘うときの言い方や接し方を教師も一緒に考え、互いに楽しく遊ぶことができるよう言葉掛けを行う。
- 相手にとって気持ちのよい言い方や態度などについて、必要に応じて適切な方法を知らせる。

イ ものとの関わり

- イメージしたものをつくることができるよう、自分で選べる材料を準備する。
- 友達とイメージするものが異なったときは、自分たちで話し合う姿を見守りながら、どちらのアイデアも聞き、互いのよさを生かすができるよう言葉掛けを行う。

ウ 自然との関わり

- 木の実や落ち葉を遊びに取り入れようとする姿を大切にし、つくりたいもののイメージに合う材料を準備したり提案したりする。
- 花の世話や育てた米の脱穀を通して、開花や収穫を味わうこと楽しみにしながら、自然への関心が高められるような言葉掛けを行う。

(4) 保育の流れ

時刻	子供の活動	教師の援助と留意点
09 : 00	☆ 登園する。 ・挨拶をする。	○ 一人一人の子供と笑顔で挨拶を交わしたり、楽しく会話したりしながら、今朝の子供たちの健康状態を把握する。

	☆ 朝の支度をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ シールを貼る。 ・ 連絡帳を出す。 ・ タオルを掛ける。 ・ 一日の流れを確認する。 	○ 友達や教師に進んで挨拶をしたり、友達同士でいいさつをしたりする姿を認め、楽しく一日が始まるようとする。
9:30	☆ 好きな遊びをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごっこ遊びをする。 ・ 体を動かして遊ぶ。 ・ つくって遊ぶ。 ・ 自然と触れ合う。 ・ 砂や水を使って遊ぶ。 ・ 大型積み木で遊ぶ。 <p style="text-align: right;">など</p>	○ 一日の流れが分かるようにしておき、見通しをもって遊びが進められるようとする。 ○ 子供たちが遊びを楽しめるように必要な材料・用具などを揃えておく。子供たちの実際の遊びに応じて柔軟に環境を整えていく。 ○ ごっこ遊びでは、友達同士でアイデアを出し合い、話し合って遊びを進める姿を見守るようにし、教師も時折お客様として遊びに加わる。 ○ 体を動かす遊びでは、共通のルールを話し合い、ルールがある楽しさを味わえるようにする。また、それぞれの思いに折り合いをつけながら、展開していくような言葉掛けを行う。 ○ 遊びの中でぶつかり合いや意見のくい違いが見られたときは、一人一人の思いを受け止め、表現の仕方を共に考えながら子供たち同士で話し合い、解決できるようとする。
11:20	☆ 片付ける。	○ 片付けでは、子供たちが自分たちで取り組む姿を認め、教師も一緒にになって取り組み、きれいになつた心地よさと一緒に味わうことができるような言葉掛けをする。 ○ 自分の片付けが終わったら、まだ片付けが終わっていないところや年下の友達の手伝いができるよう促す。 ○ トイレ、手洗い・うがいや給食の準備を進んで行う姿を認める。
11:30	☆ 給食の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い、うがいをする。 ・ 当番が配膳をする。 ・ 準備を整え静かに待つ。 ☆ 給食を食べる。 ☆ 片付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当番が片付ける。 ・ 歯磨きをする。 	○ 配膳の際の安全面や食事のマナー等について促す。 ○ 自分で片付けができるように、援助を行う。 ○ しっかり歯磨きができるように、声をかけたり、見届けたりする。
12:30	☆ 自由遊びをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の好きな遊びをする。 	○ 好きな遊びに没頭できるように、安全面や環境構成などに配慮する。
13:30	☆ 帰りの支度をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用便を済ませる。 ・ タオルと連絡帳をしまう。 ☆ 降園活動をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手遊び歌をする。 ・ 絵本を見る。 ・ 当番の発表を聞く。 ・ 先生の話を聞く。 	○ 遊びの片付けを促す。降園時の活動では、一緒に歌を歌ったり、絵本を見たりして楽しく過ごせるようとする。 ○ 子供たちの遊んでいたことを話題にしながら、今日一日の楽しかったことなどを振り返り、明日の園生活に期待をもって降園できるようとする。
14:00	☆ 降園する。	

(5) 「予想される遊び」は、省略

VI 幼稚園における安全に関する指導

1 基本的な考え方

幼稚園における安全に関する指導については、幼稚園教育要領の第1章 第3節「教育課程の役割と編成等」の「4 教育課程の編成上の留意事項」の「(3) 安全上の配慮」に示されている。

- (3) 幼稚園生活が児童にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、児童の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

各幼稚園では、教育課程の編成の際に、このことを十分に踏まえたものとともに、教育課程に基づいた指導計画を作成し実施する際は、上記のことがより具体化されたものとなるようにしていく必要がある。

2 指導に当たっての留意事項

- (1) 全教職員の協力体制の下で指導を行う。

児童が健康で安全な生活を送ることができるよう、担任の教師ばかりでなく、幼稚園の教職員全てが協力し、児童を見守り、緊急の対応が迫られる場合においても、慌てず迅速に対応できるよう体制を整えておく。

- (2) 児童が安定した情緒の下で行動できるようにする。

特に児童の事故は、その時の心理的な状態と関係が深いといわれており、教師は日々の生活中で、個々の児童が安定した情緒の下で行動できるようにすることが大切である。

- (3) 児童の発達の実情に応じて指導を行う。

児童期は、発達の特性として、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということもあるので、友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に児童が自ら安全な行動をとることができるように、発達の実情に応じて指導を行う必要がある。

- (4) 体を動かして遊ぶ中で、危険を回避するなどの体験を通して学ぶことができるようとする。

児童が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かつたり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとったりできるようになることが大切である。過保護になり過ぎると、かえって児童に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるともいわれている。

- (5) 児童の動き方や遊び方に沿った園庭や園舎全体の環境を工夫する。

特に3歳児は危険に気付かず行動したり、予想もしない場で思わぬ動きや遊び方をしたりすることから、3歳児の動き方や遊び方にそった園庭や園舎全体の環境を工夫する必要がある。

なお、遊具等の安全点検は、教職員が協力しながら定期的に行う体制を整え、不備を発見した場合は直ちに適切な対処をすることが重要である。

- (6) 交通安全について、家庭との連携を図り、日常の生活を通して繰り返し指導する。

交通安全の習慣を身に付けさせるために、教師は日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが大切である。

(7) 災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を確実に伝える。
災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の仕方を確実に伝えることが必要である。

(8) 家庭、地域社会、関係機関等との連携を図る。

災害や不審者との遭遇など様々な危険から幼児の身を守るために、家庭、地域社会、関係機関等との連携を図る必要がある。

(9) 安全に関する実施体制を整備する。

火事や地震を想定した避難訓練は、年間計画の中に地域や園の実態に沿った災害を想定した訓練を位置付け、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようになる。また、避難訓練は、非常時に教職員が落ち着いて現状を把握、判断し、幼児を避難誘導できるかの訓練であることも自覚して行うことが重要である。

なお、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、学校保健安全法に基づく学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）などを作成し、園内の全教職員で共通理解しておくとともに、全教職員で常に見直し、改善しておくことが大切である。

▶ **Work** 自園の「危機管理マニュアル」を確認しましょう。また、いつでも確認できる保管方法を工夫しましょう。

3 安全管理

幼稚園における安全管理は、事故の要因となる園環境や、幼児の園生活等における危険な行動を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立して、幼児の安全を確保することを目指して行われるものである。

(1) 園環境の安全管理

- ア 施設設備、用具の安全点検を定期的に行うとともに、日常の点検を行う。
 - イ 危険物の除去、不良箇所の補修、標識の整備や表示方法等の改善を図る。
 - ウ 園内における事故災害やヒヤリハットの発生場所、発生時刻、けがの種類、原因等について分析し、事故防止対策を立てる。
- ※ ヒヤリハット＝危険な状況が起こったが、幸い事故やけがの発生には至らなかった事象

(2) 園生活の安全管理

- ア 施設設備、用具等の取扱いにおける安全確認や安全な行動の仕方を的確に指示する。
- イ 幼児の健康状態を把握するとともに、個々の性格、行動の特性等に配慮した指導を行う。
- ウ 園生活上のきまりを周知させ、遵守させる。
- エ 来訪者への声掛けなどを行い、不審者等の侵入による事件発生を未然に防ぐよう努める。

(3) 通園路の安全管理

- ア 通園路の安全点検を行うとともに、交通危険箇所や不審者出没箇所等の危険箇所や「子ども110番の家」等を保護者に知らせ、幼児の安全確保を図る。
- イ 必要に応じ、教師による通園路での安全指導、交通マナー等の指導を行う。
- ウ 園外での交通事故防止及び水難事故防止、犯罪被害防止等については、降園時の集まり等で継続した指導を行う。
- エ バス通園の場合は、乗車時・降車時の人員把握を正確に行うとともに、非常時を想定した対応を事前に決めておく。

(4) 危険な遊びの防止

幼児の危険な場所での遊びや危険な道具等を使っての遊び等を把握し、危険な場所の表示や危険な遊びの禁止等の事故防止対策を講じる。

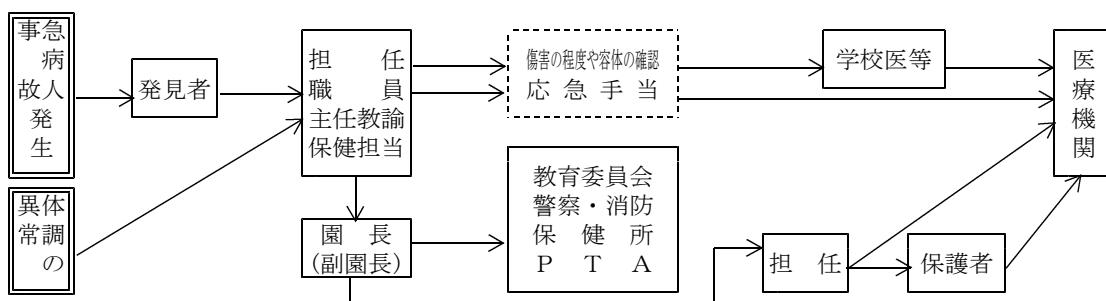
安全教育のポイント	安全管理のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ① ルールや順番を守るよう指導する。 ② 遊具が濡れているときは遊ばないよう指導する。 ③ 荷物を持ったり、引っかかるものを身に着けたりしたまま遊ばないよう指導する。 ④ 危険な行動については、その場で改善するよう指導する。 ⑤ 新学年や新学期ごとに、遊具の安全な使い方を確認する。 ⑥ 遊具に潜む危険な箇所や危険な使い方を理解するよう指導する。 ⑦ 危険な箇所があったときは回避し、大人に伝えることができるよう指導する。 ⑧ 遊具を安全に使用することの大切さを理解し、進んで安全な行動が出来るよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 点検は定期的・継続的・組織的に行う。 ② 遊具の使用方法、危険箇所を発見したときの対処方法、事故が起きた場合の対応をマニュアル化し、共通理解を図る。 ③ 遊具の設置面に、落下等に備えた安全対策をする。 ④ ぐらつきや錆は取り除く。 ⑤ 引っかかりや絡まりを起こす部分は取り除く。 ⑥ 怪我をした子供を救助するため、大人が入れるようにする。 ⑦ 他の遊具との距離をとり、周囲に十分な空間をつくる。 ⑧ 見通しの良い場所に設置する ⑨ 遊具の周りの危険なものは取り除く。 (石、ガラス、木の根、地面の凸凹等)。 ⑩ 安全柵、落下防止柵を設置する。

【参考】「固定遊具の事故防止マニュアル～学校（園）における安全教育・安全管理のポイント～」（令和3年3月）日本スポーツ振興センター
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx

4 事件・事故災害発生時の対処の仕方

幼稚園管理下における事件・事故災害等の発生に対しては、日頃から、園の防災体制や不審者等侵入時の危機管理マニュアル及び緊急連絡体制等を確認しておくとともに、幼児の避難方法、応急手当の方法など、対処の仕方を身に付け、速やかに、的確に対応できるようとする。

(1) 負傷者及び急病人が発生したときの処置



- ア 保健担当や主任教諭、他の教師に連絡して協力を求める。
- イ 患者の容体や外傷の種類・程度・部位等に応じた応急手当をする。
- ウ 呼吸機能停止、心臓機能停止などの場合は、直ちに心肺蘇生法を実施するとともに救急車の出動要請を行う(要請する際は、呼吸・意識の有無、出血の状態、負傷部位、事故の発生状況等を確実に伝える。)。
- エ 他の幼児が動搖しないように、適切な指示や注意を与える。
- オ 迅速に医師等に連絡し指示を受ける。
- カ 園長に報告して指示を受けるとともに、保護者に処置の状況等を連絡する。
- キ 患者に対してはもちろん、保護者に対しても、誠意をもって適切な事後措置を講じる。

(2) 不審者等の侵入による事件が発生したときの対応

- ア 非常ベルやホイッスル、携帯用アラーム等を活用して、周囲に危険を知らせる。
 - イ 状況に応じて、最も安全な避難路を判断し、的確な指示を与え、整然かつ迅速に、安全な場所へ幼児を避難させる。
 - ウ 避難後、速やかに人員点呼を行い、避難完了を確認するとともに、園長に報告する。
- ※ 各幼稚園の不審者対応時の危機管理マニュアルに基づいた対応を行うこと。

(3) 災害が発生したときの処置

ア 火災の発生

- ・ 最も安全な避難路を判断し、的確な指示を与え、整然かつ迅速に安全な場所へ幼児を避難させる。
 - ・ 障害のある幼児の避難方法等については、日頃から十分に理解しておく、速やかに、的確に対応できるようにしておく。
 - ・ 避難後、速やかに人員点呼を行い、避難完了を確認するとともに、園長に報告する。
- ※ 各幼稚園の火災発生時の危機管理マニュアルに基づいた対応を行うこと。

イ 地震の発生

- ・ 机やテーブル等があれば、下に素早く潜りこませる。ない場合は、棚等の物が置いてある壁際を避け、しゃがむようにさせる（特に、頭部を保護させる。）。
- ・ 最も安全な避難路を判断し、的確な指示を与え、整然かつ迅速に安全な場所へ幼児を避難させる。
- ・ 避難後、速やかに人員点呼を行い、避難完了を確認するとともに、園長に報告する。

(4) 交通事故（登園・降園時）が発生したときの処置

- ア 連絡を受けたら、直ちに園長の指示を受けて現場に急行する。
- イ 保護者にも連絡する。
- ウ 必要に応じて救急車の出動要請を行う。
- エ 現状を確認するとともに、警察にも連絡する。
- オ 保護者に対しては、その心情を理解し、細かな配慮をする。

(5) 水難事故が発生したときの処置

- ア 呼吸機能停止、心臓機能停止などの場合は、直ちにAED等で心肺蘇生法を実施するとともに、救急車の出動要請を行う（要請する際は、呼吸・意識の有無、事故の発生状況等を確実に伝える。）。
- イ 園長に報告して指示を受けるとともに、保護者に処置の状況等を連絡する。
- ウ 園外で発生した場合には、直ちに園長の指示を受けて現場に急行するとともに、保護者に状況等を連絡する。
- エ 保護者に対しては、その心情を理解し、細かな配慮をする。

► Work AEDの保管場所、使用方法を確認し、緊急時にすぐ対応できるようにしましょう。

【引用・参考文献】 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組】～施設・事業者向け～」

（平成28年3月）内閣府・文部科学省・厚生労働省

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

VII 幼稚園における特別支援教育

1 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日)

上記は、平成19年4月に示された文部科学省の通知における特別支援教育の理念である。この通知によって、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行う特別支援教育について、基本的な考え方、留意事項等が示され、内容についての周知や各学校における特別支援教育の一層の推進が図られることとなった。

※ 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1300890.htm



2 障害のある幼児の教育

学校教育法第81条第1項では、幼稚園において、障害のある幼児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。特別支援教育の理念に基づき、障害のある幼児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うことが重要である。特別支援教育を推進することは、障害の有無に関わらず、全ての幼児の指導の充実に資するものである。

幼稚園は、適切な環境の下で幼児が教師や多くの幼児と集団で生活をすることを通して、幼児一人一人に応じた指導を行うことにより、将来にわたる生きる力の基礎を培う体験を積み重ねていく場である。友達をはじめ様々な人々との出会いを通して、家庭では味わうことのできない多様な体験をする場でもある。

これらを踏まえ、幼稚園において障害のある幼児の教育を行う場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その幼児の発達を全体的に促していくようとする。そのためには、幼児の障害の種類や程度などを的確に把握し、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容・指導方法の工夫について検討し、適切な指導を行う必要がある。

また、平成29年3月に告示された幼稚園教育要領には、障害のある幼児などへの指導について、以下のように記されている。

障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

(文部科学省「幼稚園教育要領」第1章第5の1 平成29年3月)

幼稚園においては、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を組織的、計画的に行うことが大切である。

障害のある児童などについては、幼稚園生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って児童期から学校卒業後までの一貫した支援を、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携して行うために、**個別の教育支援計画を作成**、活用することが必要である。特別な支援を必要とする児童等に対して提供される合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。また、障害のある児童など、一人一人について実態を的確に把握し、指導の目標や内容、配慮事項などを共通理解し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導や必要な支援を行うために**個別の指導計画を作成**、活用することが必要である。

障害のある幼児などの指導に当たっては、何よりも教師が障害のある幼児などに対する理解を深め、その教育についての知識と経験を豊かにすることが大切である。そのためには、例えば、特別支援教育に関する委員会（園内委員会）の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名など、幼稚園の教職員全体の協力体制の下に、組織的、計画的に取り組む必要がある。

同時に、児童の日常の生活が円滑に行えるように、あるいは安全を確保する観点から、施設や設備の整備、適切な学級編制や教職員の配置の下に指導することも大切である。

また、障害のある幼児などの発達の状態は、家庭での生活とも深く関わっている。そのため、保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要である。教師は、幼児への指導と併せて、保護者が我が子の障害を受容できるようにする、将来の見通しについての不安を取り除くようにする、自然な形で幼児との関わりができるようにするなどして、保護者の思いを受け止めて精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努めることが大切である。

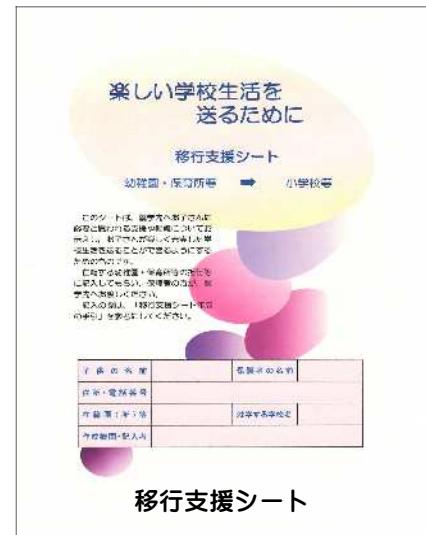
3 関係機関との連携及び情報の引継ぎ

幼児の障害の種類や程度は一人一人異なるものであり、また、障害があることにより、幼児の生活経験も不足しがちであることから、個々の実態に応じた適切な指導又は必要な支援が必要となる。自閉症や注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害のある幼児児童生徒に対して、早期の気付きと早期からの指導・支援の重要性が指摘されている。これらの障害については、幼児期には診断が難しい場合や、その状態が成長に従って変わっていく場合もあるが、教師は幼児の得意なことや苦手なことなど、幼児の実態等を正しく把握した上で、将来を見据えて取り組んでいくことが大切である。家庭や地域との連携を密にしたり、障害の種類や程度によっては市町村の保健機関、こども総合療育センターや地域の医療機関、特別支援学校などの専門機関、児童発達支援事業所などの療育機関との緊密な連携を図ったりしながら適切な指導又は必要な支援を行うことが重要である。

また、小学校や特別支援学校小学部へ就学する際は、幼稚園で実施されている支援や配慮すべき事項などの必要な情報を引き継ぐことが重要である。

その際、受け入れ準備が円滑に進められるように、移行支援シートや既に園で作成・活用されている「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等を活用し、幼児の情報を就学先に確実に引き継ぐようとする。

なお、引継ぎに当たっては、幼児の実情や保護者の意向を十分に配慮することが重要であると同時に、引継ぎ内容等については、本人・保護者の同意を得ておくことが大切である。





学校間連携のモデル

1 幼稚園・保育所等 ⇄ 小学校等

こんな機会を設定している学校があります。

- 幼・保・小連絡会 5~6月(1回目)
- 夏季情報交換会(就学前関係機関) 特別支援学校主催の連絡会と兼ねる。
- 就学時健康診断(11月) 希望者個人面談
- 一日体験入学(2月) 希望者個人面談
- 幼・保・小連絡会 2月(2回目)
- 通級指導教室・特別支援学級見学(随時)
- 教育相談(随時)

就学前機関と小学校との連絡会
(内 容)
・ 1年生の授業参観
・ 現在の姿の情報交換
※ 引き継いで終わりにしない取組

小学校の職員が、小学校区の幼稚園・保育所・児童発達支援事業所を訪問し、保育参観及び情報交換を行います。入学までの幼稚園・保育所等と小学校との連携内容の確認にもなります。

就学前機関と小学校との連絡会
(内 容)
・ 支援が必要な幼児についての引継ぎ
※ 入学に当たっての配慮事項や授業中に想定される心配等について情報交換します。

「学校間連携の充実のために～切れ目ない支援の充実を目指して～」

※ 「移行支援シート」(鹿児島県教育委員会)

http://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/ikousien_sheet.html



※ 「移行期における学校間連携のための資料」(鹿児島県教育委員会)

http://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_siryo/gakoukanrenkei/gako-kan-renkei.html



▶ Work 「移行支援シート」を開き、現在行っている配慮や支援について記入してみましょう。

4 障害に応じた配慮事項

(1) 視覚障害

視覚に障害のある幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、周囲の状況を把握できるように配慮することで、安心して活発な活動が展開できるようにすることが大切となる。また、身の回りの具体的な事物・事象及び動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにする必要がある。

幼児の障害の程度や状況に応じた環境の設定や指導・支援方法を工夫し、指導・支援の効果を高めるためには、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにすること。
- イ 手を使っていろいろなものを観察したり、作ったりできるようにすること。
- ウ 日常生活や遊びの中で、教師の支援や言葉掛けを受けながら、身の回りにあるいろいろな事物の状況を知り、興味や関心をもって意欲的に取り組むことができるようによること。
- エ 教師の話や読み聞かせなどで、様々な表現に触れることにより、言葉に関する興味や関心を高めること。
- オ 教師や友達との関わり方を知り、状況に応じて人々に働き掛けることができるようによること。
- カ 日常生活や遊びの中で、教師や友達と言葉を交わすことを通して、具体的なものの名前や用途、「重い、軽い」、「つるつる、ざらざら」など状態の違いを理解し、それらに対応する言葉を用いたりすることができるようによること。
- キ 具体物や図形の特徴を確かめながら、全体をイメージしたり、逆に全体のイメージを基に、部分の状態を確かめたりする観察の方法を身に付けるによること。

- ク 自分の教室の形や室内の配置を知ったり、日常生活や遊びに使う様々なものの位置関係を把握したりして、室内を安全に移動することができるようになること。
- ケ 視覚を活用できる幼児に対しては、保有する視覚を活用して、ものを見る楽しさなどを味わい、積極的に見ようとする態度を育てること。また、生活の中で、手先の操作を伴う遊具や用具の使用などを通じて目と手の協応動作を高めるとともに、豊かな視覚的経験を積むようになること。

(2) 聴覚障害

聴覚に障害のある幼児が保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して、言葉の習得と概念の形成を図ることができるようになることが必要である。また、言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度を育てることが大切となる。

幼児の言葉の指導を行う場合には、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 幼児の保有する聴覚を最大限に活用するため、補聴器や人工内耳等を装用し、音や言葉の存在に気付き、それらを弁別する力を育成すること。
- イ 幼児がよく分かる状況の中で、幼児の実態に即して、言葉や視覚的な情報を含む様々な手段によって、気持ちのやりとりができるようになること。
- ウ 幼児の視覚や聴覚などを活用した遊びを創意工夫し、興味や関心を引きながら、その経験に即して主体的に言葉を身に付けることができるようになること。
- エ 幼児と教師、幼児同士及び幼児と家族などとの間における望ましい人間関係を育む中で、幼児の生活場面に即して適切な言葉掛けをすることにより、幼児が言葉や身の回りのものなどに対し、興味や関心をもつようになること。
- オ 幼児に自分から身の回りのものなどに関わるように促すとともに、身近にある音や声を聽こうとする態度を育て、言葉と意味とを結び付けることにより言葉の習得を図るようになること。
- カ 話し手に注目して、その口形や表情などから、視覚的に言葉を受容できる力の育成に努めること。
- キ 鼻やほおなどの筋肉や皮膚における振動の知覚を利用するなどして、発音・発語の指導を徹底することにより、言葉を表出する力の育成に努めること。
- ク 幼児が習得した言葉を用いて、日常生活に必要ないろいろな知識を身に付けるとともに、日常のいろいろな場面で物事を考えたり、行動したりできるようになること。
- ケ 特に思考力を育てるために、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすること。

このように幼稚園においては、聴覚に障害のある幼児の心身の調和的発達を目指しながら言葉の指導を行うとともに、さらに、次のような事項に留意した指導を行うことが大切である。

- ア 身の回りの事柄に興味や関心をもち、自分から尋ねたり、考えたりできるようになること。
- イ 日常生活を通して、教師や友達との幅広く豊かな関わりを経験し、それを言葉で表現できるようになること。
- ウ 日常生活の自然な流れの中で、基本的な生活習慣が身に付くように指導するとともに、生活のルール等に関する理解を図るようになること。
- エ 友達との積極的な関わりを通して仲良く遊ぶことの楽しさを味わうとともに、相手の気持ちや立場などを理解する素地を養うようになること。
- オ 家庭の協力を得るために努めながら、日常生活の全般にわたって言葉の指導を行うように配慮するとともに、身に付いた言葉を生活の中で活用できるようになること。

(3) 知的障害

知的発達に遅れのある幼児は、一般に、自分の身近な人やものに対して興味や関心をもって関わろうとする力や身辺処理等の基本的生活習慣、自分から活動しようとする意欲などに課題が見られ、具体的な指導内容の設定を工夫することが大切である。また、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への主体的な意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要であり、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるように配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行き動くようにすることが大事である。

幼児の知的障害の状態や生活経験等に応じて、主体的な意欲をもち活動する力を育むためには、様々な環境の設定に創意工夫を加えることが大切であり、次のような事項に留意することが必要である。

- ア 教室等の環境設定については、照明、色彩、掲示物などを工夫すること、活動目的に応じて場の状況や色調などを変えること、幼児の関心のある遊具や用具、素材を用意すること。
また、幼児の円滑な活動を促すために、衣服に工夫を加えて着脱しやすいようにしたり、収納方法に配慮したりすること。
- イ 教師は、幼児と一緒に活動することによって、幼児の活動への参加を促し、幼児自らが達成感や充実感を味わいながら意欲を高めていくことができるようになること、また、言語発達の遅れが顕著な場合には、言語発達を促すため、適切な言語環境を整えること。

指導に当たっては、保護者との連携を図りながら、幼児の行動の理解を深めたり、効果的な指導内容・方法を工夫したりすることなどが重要である。その際、特に次の次項に配慮することが大切である。

- ア 幼児の実態に即した、分かりやすい日課を設定し、生活のリズムを身に付けるようにすること。
- イ 身体活動を活発に行うことができるようになり、行動範囲を広げるとともに、身の回りのことを自分でしようとする態度の芽生えを育てるこ。
- ウ いろいろな遊びを通して、人やものとの関わり方を身に付け、教師や友達に働き掛ける態度を育てるこ。
- エ 教師や友達と関わる中で、自分の要求を表現したり、表現しようとするこや言葉を交わしたりすることができるようになること。
- オ いろいろな遊具や用具、素材を扱うことにより、目的に合わせて、手指を効果的に使えるようにすることや、手指を使おうとする意欲を育むこと。

(4) 肢体不自由

肢体不自由のある幼児の身体の動きや健康の状態などに応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めることが必要である。また、幼児が興味や関心をもって、自ら進んで身体を動かそうとしたり、活動に参加しようとしたりするような環境を創意工夫することが必要である。

幼児の実態に即して直接的な経験を広めることができるように、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 幼児が自ら周囲と関わり、主体的な活動が展開できるようにするために、教室の環境設定や集団の構成を工夫すること。その際、幼児が活動しやすいように姿勢を整えたり、教師等が関わりを控え、幼児同士が直接かかわり合う機会を設けたりするなどの配慮をすること。
- イ 幼児が自分で選んだり決めたりする機会を大切にし、達成感の味わえる活動等を設定して、進んで活動に参加しようとする態度や習慣が身に付くようにすること。
- ウ 幼児の障害の状態や上下肢の動き等に即して、遊具や用具などを創意工夫するとともに、

必要に応じて補助具等の活用を図ること。

- エ 話し言葉によって意思を伝え合うことに困難が見られる幼児の指導に当たっては、意思表示をしようとする意欲を喚起するとともに、より豊かな表現ができるような方法を工夫すること。
- オ 具体物と名称を一致させる遊びや、身体の各部位に触れて身体イメージを明確にする遊び、上下・前後など方向を意識した遊び、具体物を触って重さや量の大小を体験する遊び、数の順番を意識する遊びなどを活動に取り入れ、基礎的な概念の形成に努めること。
- カ 身体の動きの困難を改善・克服したり、健康の維持・改善を図ったりする必要のある幼児の指導に当たっては、その発達の段階や健康の状態などに応じて、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うこと。また、家庭や医療機関、児童福祉機関等と連携を図りながら、幼児一人一人に必要な指導を組織的・継続的に行うよう努めること。

(5) 病弱・身体虚弱

病弱及び身体虚弱の幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにする必要がある。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようになることが大切である。

幼児の病気の種類等に応じて、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 喘息やてんかんの幼児で発作を起こしていない時など、普段は健康な幼児と同じ身体活動が可能な場合には、過度にならない範囲で、身体活動が積極的に行えるようにすること。
- イ 腎臓疾患や心臓疾患の幼児など、病気の状態に応じて身体活動に何らかの制限がある場合には、活動の内容と程度、指導方法、休憩のとり方などを適切に定め、無理のない範囲で活動できるように工夫すること。
- ウ 二分脊椎や脳性まひの幼児など、四肢・体幹に運動・動作の障害がある場合、可能な限り自発的な活動ができるようになるとともに、必要に応じて動作を補助したり、装具や自助具などを活用したりすること。
- エ 自立活動の指導では、「健康」領域のねらいや内容との関連を密にすること。
- オ 健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けさせるための活動を行うこと。
- カ 教師等との信頼関係を築く中で人と関わる基盤をつくり安定した人間関係を築くとともに、教師や医療関係者に支えられているという安心感を得る中で、病気に立ち向かう意欲や態度を身に付けさせること。
- キ 保護者や主治医と連携を図りながら、一貫した方針や態度で指導に当たること。

(6) 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかつたりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態をいう。そのため、障害状況を改善するには、幼児自身がもつ様々な言葉の障害の改善だけでなく、周囲の教師や幼児が、対象となる幼児の言葉をどう聞き取っていくか、気持ちをどうくみ取っていくかという関わる側の問題としても対応していく必要があり、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 話すことが苦にならない楽しい雰囲気が大切であり、温かく、思いやりのある好ましい人間関係を保つことができるような環境づくりを心掛けること。
- イ 教師は、はつきりと、しかもゆっくりと話すように努め、幼児の話に対しては笑顔でうなずいたり、返事をしたりして、幼児が話し終わるまで丁寧に聞くようすること。
- ウ 教師は、幼児にとって話したくなるような聞き手であることが大切であり、話し方ではなく話の内容に耳を傾けるようにすること。
- エ 吃音のある幼児に対しては、急いで話したり、言い直すことを求めたり、話の途中で口を差しはさんだりしないようにすること。

(7) 自閉症・情緒障害

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在化しないこともある。その原因として、脳の中核神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、園や学校生活、社会生活に適応できなくなる状態をいう。閉じこもるような傾向が強くなったり、適切な対人関係が形成できなかったりする一方で、他人を攻撃したり、多動、常同行動、チックなどの様子が見られたりする場合もある。

それぞれの障害の状態を的確に把握し、一日の生活の流れや人との関わりへの不安を和らげて情緒の安定を図り、円滑に集団に適応できるように配慮することが必要である。

具体的には、次のような事項に留意することが大切である。

〈自閉症〉

- ア 見通しがもてるよう、計画された活動内容を簡潔な言葉、動画、写真などの視覚的な情報を活用して事前に知らせるとともに、急激な変化を苦手とする場合が多いことから、計画された活動の急な変更等については、早めに知らせるようにすること。
- イ 相手の感情や考えを理解することが苦手である場合も多いことから、適切に幼児同士の関係を調整し、誤解によるトラブルなどが継続しないようにすること。
- ウ 言動の意味を理解することが困難な場合でも、幼児は他者に自らの意思や考えなどを伝えようとしていることが多いことに留意すること。
- エ 集団活動に参加することが苦手な幼児も多いことから、少人数による活動から徐々に人数を増やしていく、幼児同士の相性や関係性を考慮したりするなど工夫をすること。
- オ 聴覚や視覚、触覚などに強い過敏性があり、騒がしい場所や人との接触などを極端に苦手とする場合があることに留意すること。

〈情緒障害〉

- ア 選択性かん默の幼児に対しては、場面によって意図的に話ができない状況にあることを踏まえ、緊張や不安を緩和できるような支援の手立てを工夫すること。
- イ 心理的、情緒的理由により登園することが難しい状態にある幼児があり、生活リズムの安定や自我、自主性の発達を促し、家族間の人間関係の調整を図るために指導や配慮などが行われていることに留意すること。
- ウ 心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることを踏まえ、学習内容の定着に配慮すること。
- エ 子供の情緒不安、自尊感情や自己肯定感の低下などの状態に応じて、カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等を行うこと。

(8) 学習障害（LD）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その特徴は、小学生年代まで問題が顕在化しないこともある。学習障害は、その原因として、脳の中核神経系に何らかの機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

具体的には、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 本人の得意な活動や障害により苦手な活動をあらかじめ十分に把握すること。
- イ 得意な能力を生かした活動ができるように工夫するとともに、苦手な活動に対しては、周囲の理解を図りながら、できる限り自分の力でできるような支援の手立てを工夫すること。

- ウ 指導に当たっては、具体的で簡潔な言葉で話すとともに、実物や動画、写真、絵カードなどの視覚的な情報を活用すること。
- エ 文字を示すときは、読みやすい大きな文字を使うようにする。不必要的文字や絵は消去し、必要な情報を精選して提示すること。

(9) 注意欠陥多動性障害（A D H D）

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。原因としては、脳の中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

具体的には、次のような事項に留意することが大切である。

- ア 聞き落としや見落としをしないように、教師に注目していることを確認してから話したり、見せたりする。また、一度に多くのことを伝えようとしないで、一つのことを簡潔に伝えるようにすること。
- イ 一つ一つの活動を短く区切り、一つの活動が終わったときには、次にやることが明確に分かっているようにすること。
- ウ 忘れても思い出すことができるよう、指示内容は簡潔に書いて提示すること。
- エ 園での約束に反する行動をしたときには、注意や叱責をするよりも、望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を見付けたらすぐに褒めたりすること。
- オ 興味の対象が移りやすいので、活動に不要な物は片付けておくように努めること。

5 障害のある幼児児童生徒との活動を共にする機会の設定

障害のある幼児児童生徒との活動を共にする機会について、幼稚園教育要領では、以下のように示している。

地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようとするものとする。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

（文部科学省「幼稚園教育要領」第1章第6の3 平成29年3月）

障害のある幼児などへの指導については、障害の状態などに応じた適切な指導を行うとともに、様々な体験を通して、達成感や成就感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を早期から身に付けることができるようになることが重要である。このため、特別支援学校の幼稚部においては、幼児が積極的に幼稚園の幼児などと活動を共にする機会を設け、様々な触れ合いや出会いの体験を豊かにすることを重視している。

また、幼稚園の幼児にとっても、障害のある幼児児童生徒と活動を共にすることは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このことは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことである。

このような活動が、それぞれの幼児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼稚園と幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。

なお、特別支援学校の幼稚部だけでなく、日常の保育において様々な機会を通じ、幼稚園の幼児が幼稚園内外の障害のある幼児児童生徒と触れ合うことができるよう配慮することも大切である。

1 気になる幼児への気付き

幼稚園では、家庭環境、生活環境、性格などにより、人や物への関わり方、環境からの刺激の受け止め方が異なり、同一年齢の幼児でも行動の違いとして現れることがあります。様々な行動を示す幼児の姿から、特別な支援を必要とするのか、それとも通常の保育の中で対応していくのか、より客観的に幼児の行動を把握し、幼児の抱えている困難さに気付くことが求められます。

(1) 幼児期の発達や障害に関する基礎的理理解の促進

特別な支援が必要な幼児に気付くためには、幼児期の言語やコミュニケーション、社会性などの発達の道筋について把握しておくとともに、発達障害に関する知識をもつことが重要です。

(2) 幼児の行動観察

日常の保育の場面や遊びの様子から、幼児の行動を丁寧に観察することによって、多くの気付きが得られます。担任教師一人の視点だけでなく、右のような行動観察のポイントを参考にしながら複数の教師で観察しましょう。

〔行動観察のポイント〕

- 生活年齢とのギャップ
- 基本的生活習慣（食事、排泄、着替えなど）
- 運動面の様子（粗大運動と微細運動など）
- 人や物との関わり（ごっこ遊び、ルール遊びなど）
- 情緒の安定度（怒り、不満、パニックの様子など）
- コミュニケーション（発語、言語理解など）

2 実態把握の進め方

気になる幼児の支援を検討するためには、行動観察やチェックリスト、個別の発達検査等の実施など多面的な情報収集を基にした実態把握が有効です。

(1) 具体的な場面や行動などの記録

「指示に従わない」、「集団行動がとれない」、「人と関わることが苦手」といった幼児の様子は、家庭で過ごすときよりも、幼稚園の集団生活の中で目立ってくることが多いようです。このような幼児の示す行動の背景に何があるのか（何がきっかけなのか、何を求めているのか、どのような力が身に付いていないのかなど）を把握するために、日頃から記録をとりましょう。

〔行動観察記録表〕

幼児の名前	日 時	場 所	行動の前後の状況	保育者の対応	幼児の反応

(2) チェックリストや個別の発達検査等の活用

幼児の行動を更に客観的に理解・把握していくために、チェックリスト等を活用し、どのような領域で支援を必要とするのかを把握します。また、行動観察やチェックリストだけでは分からない幼児の全般的な発達の様子や特性などを把握するために、個別の発達検査等を活用します。幼稚園で簡単に実施できるものとして、遠城寺式乳幼児分析的発達検査や新版S-M式社会生活能力検査などがありますが、実施に当たっては保護者との共通理解の下、連携を図りながら実施することが必要となります。さらに、幼児の得意なところや苦手なところを把握し分析する検査として、田中ビネー知能検査Vなどの検査もあります。このような検査も必要に応じて、専門家と連携して実施し、幼児の実態把握に生かすようにしましょう。

「特別支援教育の手引き3 幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備をめざして」（平成20年3月）から

▶ Work 気になる幼児について、〔行動観察のポイント〕を基に観察し、記録してみましょう。

【引用・参考文献】

- 文部科学省『特別支援教育の推進について（通知）』 平成19年4月
- 文部科学省『幼稚園教育要領』 平成29年3月
- 文部科学省『特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』 平成30年3月
- 文部科学省『交流及び共同学習ガイド』 平成31年3月
- 文部科学省『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』 令和3年6月
- 鹿児島県教育委員会『特別支援教育の手引き3～幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備をめざして～』 平成20年3月
- 鹿児島県教育委員会『移行期における学校間連携のための資料』 令和3年3月

VIII 幼稚園における人権教育

1 人権尊重の理念

「人権」とは

人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利
（「人権教育・啓発に関する基本計画」平成14年3月閣議決定）

人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉からなっている。人権とは「人が生まれながらにもつておる必要不可欠な様々な権利」を意味する。したがって、人権とは何かを明確に理解するためには、人間とはどのような存在なのか、権利とはどのような性質をもつかなどについて、具体的に考えることが必要である。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う」という「人権尊重の理念」が、日常生活の中で態度や行動に現れるようになることが大切である。この「人権尊重の理念」を、人権感覚の側面に焦点を当てて子供にも分かりやすい言葉で表現すると、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」であると言うことができる。

人権教育の理念

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う

自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること
=「**私も大切 あなたも大切**」

2 人権教育の基本的な在り方

(1) 人権教育の定義と目標

「人権教育」とは

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動
（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）

「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることとされている。（同法第3条）

学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒が、その発達の段階に応じ、
■ 人権の意義・内容等について理解し、
■ 「**自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める**」
ことができるようになり、
■ それが、様々な場面や状況下で**具体的な態度や行動に現れる**とともに、**人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながる**ようにすることである。

人権教育の指導法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より

(2) 人権に関する知的理性和人権感覚

「人権感覚」とは

人権の価値やその重要性を考えた上で、人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような、価値志向的な感覚

（「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」）

学校（幼稚園を含む。）における人権教育の目的を達成するには、子供が、人権に関する基本的な知識を確実に学ぶことが必要である。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが必要である。

さらに、こうした知的理性和人権感覚を基盤とし、自分と他者を大切にしようとする意識や意欲・態度を向上させ、実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成していくことが大切である。

(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理の深化と人権感覚の涵養を基として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質・能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力について、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面から捉えることができる。

(4) 教育の中立性の確保

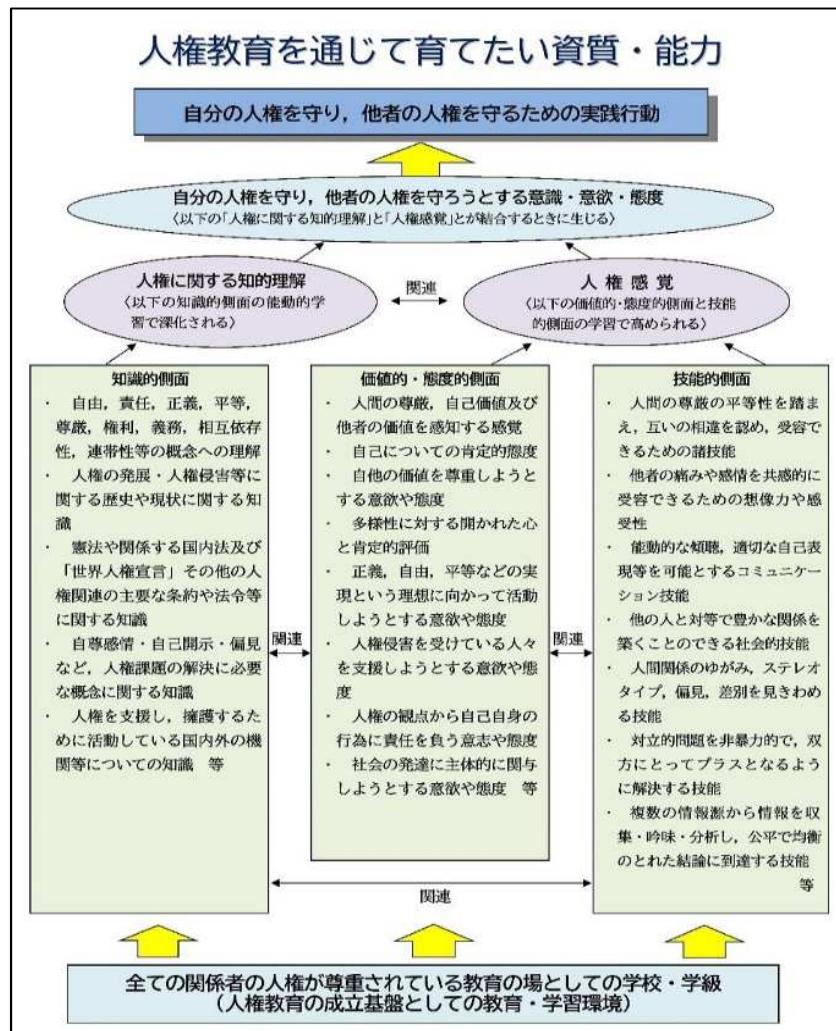
人権教育が、その効果を十分に発揮するためには、内容や実施方法等において、理解と共感を得られるものでなければならぬ。また、学校は公教育を担うものとして主体性をもって人権教育に取り組み、特定の主義主張に偏ることなく、教育の中立性を確保しなければならない。

(5) 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

人権教育の活動においては、自分について語るなどの活動も予想され、子供のプライバシーに関わる内容を扱うことも少なくない。幼稚園において個人情報を取り扱う際は、関連法令等の精神と内容を踏まえ、その原則を侵すことのないよう、本人や保護者等からの同意を得た上で園内の共通認識を広げながら、活動を進めていく必要がある。

3 人権教育は全ての教育の基本

幼稚園教育要領には、「一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うこと」が明記されている。「人権教育は全ての教育の基本」であるという認識の下、日常生活全般を通して、互いの人格を尊重し、豊かな心を育む「人権尊重の理念」に立った人権教育の推進・充実を図る必要がある。

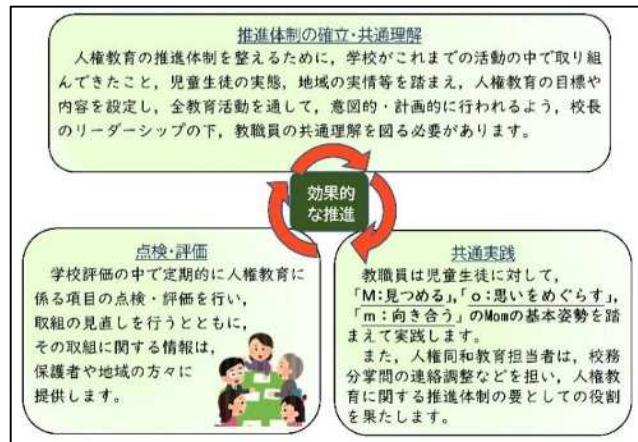


人権教育の指導法等の在り方について（第三次とりまとめ）

(1) チーム学校で取り組む人権教育

学校教育においては、いじめや登園しぶり、生命・安全に関わる問題など様々な課題がある。これらの課題の解決を図るために、子供が安心して生活できる園・学級づくり、支え合い、高め合う確かな人間関係づくりが重要である。

そのためには、園長のリーダーシップの下、全職員が人権教育に取り組んでいるという意識を高め、課題の状況に配慮しながら外部人材や関係機関・団体との連携を密にして、園全体で統合的に対応することが必要である。



「チーム学校で取り組む人権教育」を効果的に推進するための視点

(2) 教職員の基本姿勢「見つめる：M 思いをめぐらす：o 向き合う：m」

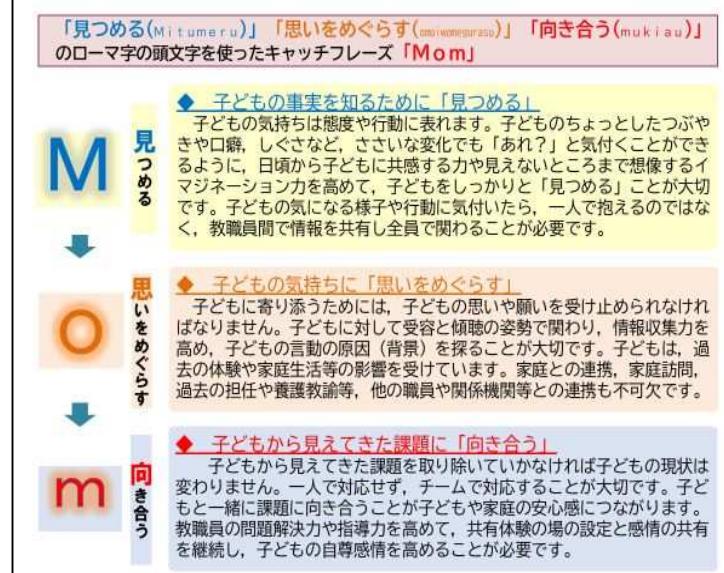
人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、子供が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。

「教師が変われば子供も変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で子供の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でも極めて重要な意味をもつ。

また、とりわけ人権教育においては、個々の子供の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となる。教職員の人権尊重の態度によって、子供に安心感や自信を生むことにもなる。

だからこそ、教職員は、子供との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。「教職員の姿勢が人権教育の環境そのもの」という自覚と使命感に基づき、自らの言動により子供の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動することは当然のことである。同時に、一人一人の子供を温かいまなざしで見つめ、子供のよさや可能性を伸ばそうとする教職員の姿は、子供に安心感や自信をもたらし、互いのよさを認め、尊重し合うような学級の雰囲気を作り出す。教職員はMomの基本姿勢で、子供を理解し、深く関わっていくことが大切である。

これらを踏まえ、教職員は、子供の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積まねばならない。教育活動や日常生活の場面の中で、言動に潜む決め付けや偏見がないか、一人一人を大切にしているかなどを繰り



返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。

また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係形成能力、コミュニケーション能力などを高めることや、幼児理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できるよう、カウンセリングの技法など、子供への働きかけを有効に行うための技法を身に付けることも必要である。

このほか、情報化の進展に伴う新たな人権課題の実態について正しく知ることや、ICT 関連の知識・技能を習得することなど、時代の変化への対応等のために必要となる能力を兼ね備えることも重要である。

4 幼稚園における人権教育

(1) 幼児期における人権教育の必要性

幼児期は、身体的、知的、情緒的及び社会的に最も著しい発達を遂げる時期であり、人間形成の基礎が培われる大切な時期である。したがって、各々の子供の発達状況に応じた教育を行うことが大切である。このため、一人一人の子供の状況を十分に捉え、個々の教育課題を明らかにして、調和のとれた全人的発達の基礎を築くことに努める必要がある。

子供は、周囲の大人の言葉や態度の影響を受けたり、友達との関わりの中で互いに影響し合ったりしながら成長する。このように、幼児期の教育と環境は、心身の発達や人格形成に大きな影響を与えるものである。したがって、一人一人の人格が尊重される集団の中でこそ子供の能力や個性が發揮されることを踏まえ、一人一人が人間を尊重する気持ちをもてるような、差別を生まない人間関係づくりを進めなければならない。

(2) 幼稚園における人権教育のねらい

幼稚園における人権教育のねらいは、健康、人間関係、環境、言葉、表現の 5 領域だけでなく、幼稚園の全教育活動を通して、日常生活や社会生活における望ましい習慣や態度の素地を養い、互いに友達を尊重し合う心情や態度の育成に努めることにある。また、子供なりの自主性・自発性や問題解決への意欲・態度・行動力の芽生えを育てるとともに、身近な人や生き物に対しても優しい愛情を注ぐことのできる人間として育っていくことがある。

全教育活動を通しての人権尊重の精神育成

人権についての話をしたり、直接教材を取り扱ったりするだけでは、人権尊重の精神を育むことはできません。幼稚園においては、子供と教職員が、全ての教育活動を通して、自分や他の人の大切さを認めることができるのである。日々の行動や態度を自ら見つめ直し、毎日の実践を積み重ねていくことが大切です。

(3) 人権尊重の精神に立つ幼稚園教育に向けて

幼稚園においては、人権教育についての正しい理解と認識を形成し、全教職員が密接に連携・協力する体制をとり、子供の生活体験に即した指導を行うことができるような教育課程を編成し、これを個々の子供の実態に沿って十分に展開する必要がある。なお、教育課程の編成に当たっては、人権尊重の視点に立った教材や遊びの内容等の選定に十分配慮しなければならない。

また、教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要がある。

(4) 人権尊重の精神に立つ学級経営

幼稚園は、的確な幼児理解の下、子供の人権が確実に尊重され、子供が安心して過ごせる場でなければならない。そのためには、教職員が、自ら明るく丁寧な言葉で声掛けを行うことで和やかな雰囲気づくりに努め、個々の子供の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していくかなければならない。

特に、子供が多くの時間を過ごす学級においては、頑張ったことを頑張ったねと認め合い、「互いに支え合う」人間関係を相互に形成していくようになることが重要であり、このような観点から学級経営の充実に努めていかなければならない。

隠れたカリキュラム

子供の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、園での生活を営む中で、子供が自ら学びとっていく全ての事柄を指すものであり、園・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的の理解だけでは不十分である。実際に「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する園・学級で生活することを通じてはじめて、子供は「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができる。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

(5) 幼稚園教員としての専門性

子供が集団生活を初めて経験する場としての幼稚園において、教職員は、いかなる差別や偏見も許さないという、人権についての正確な理解に基づき、子供が、互いを尊重し、社会の基本的ルールの存在に気付き、それに従った行動ができるような素地を身に付けるように指導する力が求められている。また、社会問題となっている児童虐待については、深刻な人権侵害であり、子供の人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。普段から子供と関わり、変化に気付く力量を高めることが必要である。幼稚園教員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努め、疑いがある場合は、速やかに市町村の窓口や児童相談所に通告しなければならない（下記参照）。

児童虐待防止に向けて

○ 児童虐待とは

- 身体的虐待（殴る、蹴る、タバコの火やアイロンを押し当てるなど）
- 性的虐待（性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体にするなど）
- ネグレクト（適切な食事を与えない、病気になんでも受診させないなど）
- 心理的虐待（言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間の差別的な扱い、配偶者に対する暴力など）

○ 虐待に気付くために（子供のサイン例：学校、幼稚園、保育所で）

- 不自然な傷や打撲、内出血のあとがある。
- 放課後、なかなか帰ったがらない。
- 極端な性への関心や拒否がみられ、年齢に不適切な性行動をとる。
- 幼稚園や保育所に保護者が迎えに来ても、かけ寄っていったり、おんぶや抱っこを求めたりしようとしない。
- 給食やおやつをむさぼるように食べる。
- 情緒不安定で、表情が乏しい。また、落ち着かなかったり、おどおどしたりしていることが多い。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

- 児童虐待の早期発見等（第5条）

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 児童虐待に係る通告（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(6) 家庭・地域、関係機関及び校種間の連携

幼稚園における人権教育をより効果的に行うためには、保護者や地域の方々の人権問題に対する正しい理解は不可欠である。私たち教職員は、園内外の活動を通して、保護者や地域の方々と連携し、同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができるように働きかけるとともに、相互に学び合うことも大切である。

さらに、保育所、幼稚園、小・中・義・高・特別支援学校など、学校段階ごとの取組だけではなく、子供の発達の段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて保育研究や授業研究を行ったりするなどの実践や交流にも積極的に関わり、継続的な人権教育の推進に取り組むことが求められている。

5 人権教育の推進方策

(1) [人権一般の普遍的な視点からの取組] と [人権課題に即した個別的視点からの取組]

人権教育の推進に当たっては、「法の下の平等」、「個人の尊重」などの[人権一般の普遍的な視点からの取組]と、「女性」、「子ども」、「高齢者」などの[人権課題に即した個別的視点からの取組]とがあり、この両者が相まって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

指導者である教職員は、人権一般の普遍的な視点からの取組を推進し、人間関係づくりを通して、思いを共有しようとする心や集団の一員としての自覚を育てるとともに、各人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、それらに関する知識や理解を深めていくことが大切である。

主な人権課題について正しい理解と認識を！

女性	ハンセン病患者・元患者やその家族
子ども	刑を終えて出所した人やその家族
高齢者	犯罪被害者やその家族
障害のある人	インターネット上の人権侵害
部落差別（同和問題）	北朝鮮当局によって拉致された被害者等
アイヌの人々	生活困窮者
外国人	性的マイノリティ
感染症	人身取引
	震災等の災害に起因する人権問題

(2) 同和問題に関する取組

ア 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の施行（H28.12.16）について

第1条には、部落差別が今もなお存在することが示されている。本県においても、部落差別意識に起因する差別事象が引き起こされている現状がある。そのため、本法律の施行について知るとともに、部落差別のない社会を常に求めている人たちがいるということを自覚することが重要である。

同時に、幼稚園や地域における差別を解消する様々な取組に大きな期待が寄せられていることも理解しておくことが大切である。

第5条には、**部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行う**ように示されている。部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくしていくこうとする意欲と実践力をもった子供を育てるため、これまでの同和教育の成果と手法を生かして取り組んでいくことが大切である。

部落差別の解消の推進に関する法律

一部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）

- 第1条（目的）
 - 部落差別が存在する現状
 - 情報化による部落差別に関する状況の変化
 - 部落差別は許されず、解消することが重要な課題
 - 国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現（国及び地方公共団体の責務）
 - （相談体制の充実）
- 第2条（基本理念）
 - 部落差別を解消するための（教育及び啓発）
 - 国は、地方公共団体の協力を得て、（部落差別の実態に係る調査）を行うこと
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条

用語の使用等について

「同和」とか「人権同和」というように単独で用いられる用語は、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯がある。

使用するに当たっては、正確に「今日は、人権同和教育の会に参加した。」とか、「同和問題」「人権同和教育」などのように、これまでの歴史的経緯や言葉の正しい意味を理解した上で、省略形でない用語を使用することが大切である。

イ 鹿児島県同和教育基本方針について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条に基づいて策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月制定）では、「同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある」と謳われている。

また、県教育委員会としては、同和問題の解決に果たす教育の役割を重視するとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、「鹿児島県同和教育基本方針」（昭和54年3月策定）に基づき、各学校や地域等の実情に即した人権同和教育の推進を図っている。

鹿児島県同和教育基本方針

日本国憲法は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重するとともに「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている。

しかしながら、現実には長い封建社会の身分制度の中で形成された観念や意識がいまも残存して、心理的差別、実態的差別がなされてきた。このことは、何人にも保障されている基本的人権の侵害であるといわなければならない。

したがって、この問題の解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、県民一人一人の課題でもあるが、とりわけ人間形成に重要な役割を果たしている教育の場においては、重要視されなければならない。

同和教育は、同和問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていくとする意欲と実践力をもった人間を育てるこを、その基本としている。

鹿児島県教育委員会は、同和教育に対する責務を自覚し、同和教育を人権教育の重要な課題としてとらえ、次のような同和教育基本方針を定める。

1. 日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、国の同和対策審議会答申ならびに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨に基づき、すべての学校及び地域社会において、地域の実情に即した同和教育を推進する。
2. 学校教育においては、全職員が同和問題について正しい認識と理解を深め、法の下の平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する教育を推進する。
3. 社会教育においては、すべての人々が同和問題について正しい認識と理解を深め、社会の中に残っている差別をなくし、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する教育を推進する。
4. 同和教育を積極的に推進するため、同和問題について正しい認識と理解を深め、偏見や差別をなくしていくとする意欲と実践力のある指導者の育成に努める。

この方針の実施に当たっては、常に教育の中立性を守り、学校・家庭・社会の連携を図り、関係諸機関及び諸団体との連携を密にし、総合的に推進する。

(3) 性的マイノリティに係る子供に対する幼稚園の取組

「性的マイノリティ」は、いじめや不登校等の問題との結び付きが強く、また、当事者の自殺念慮の割合も非常に高いことが指摘されている。近年、保育園で性に違和感を持つ園児へのいじめ行為が続いているという事案が発生していることを踏まえ、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠である。『自殺総合対策大綱（H29.7閣議決定）』でも、「性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す」と述べられおり、周囲の正しい理解や認識を深めること、多様性を尊重する意識を醸成すること等が求められている。

ア 性的マイノリティへの正しい理解について

性的に「多数派」ではない人たちのことを「性的マイノリティ（性的少数者）」と呼び、L G B Tと同じ意味で使われることが多い。L G B T以外にも、性自認や性的指向を決められない、又は決めたくない「Questioning クエスチョンング」や、恋愛や性的な欲求を含んだ愛の感情を抱かない「Asexual アセクシュアル」など、様々な人がいる。

L	レズビアン 女性同性愛者	心の性が女性で、好きになる性も女性の人
G	ゲイ 男性同性愛者	心の性が男性で、好きになる性も男性の人
B	バイセクシャル 女性同性愛者	異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある
T	レズビアン 女性同性愛者	身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感をもつ人

性の在り方（セクシュアリティ）は性の要素の組合せによって決まり、様々な形が存在する。「全ての人の性の在り方を示す表現」として国際的に使われている「SOGI」という用語もある。私たちは、「少数派」、「多数派」に関わらず、「多様な性の一員」であることを認識することが大切である。

SOGI（ソジ/ソギ）とは？

【性的指向】 Sexual Orientation セクシュアル オリエンテーション = 『 SO 』
【性自認】 Gender Identity ジェンダー・アイデンティティ = 『 GI 』

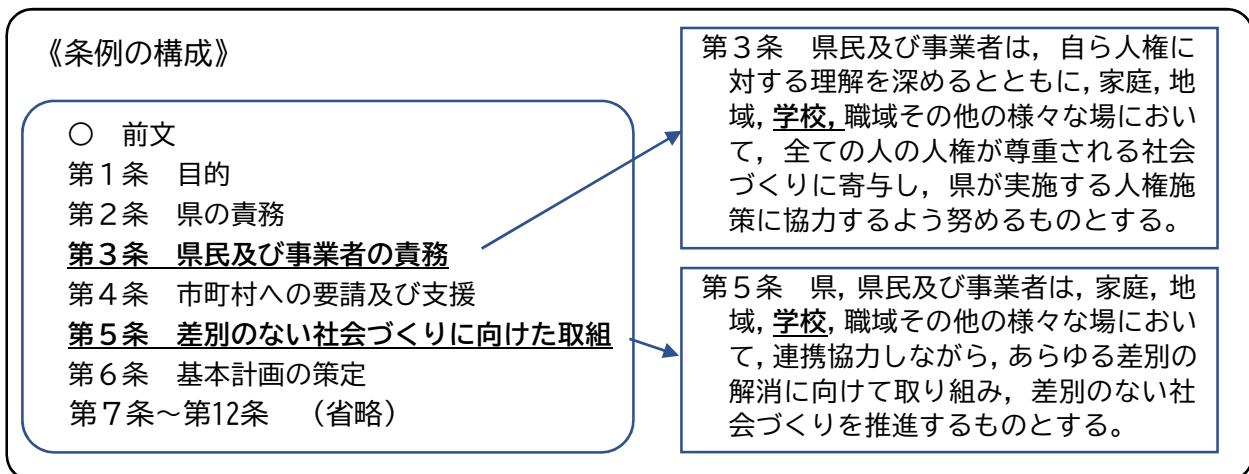
イ 性的マイノリティに係る子供への具体的な対応について

性的マイノリティに係る子供は、仕草やふるまいなどをからかわれたり、人間関係がうまくつくれず、いじめられたりして登園をしぶることもある。教職員は日常的にその特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。情報を共有するにあたっては、性的マイノリティに係る子供本人や、保護者の意向を十分に踏まえた上で、慎重に進めていくことが何よりも大切である。

6 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例について

県・県民・事業者が連携を図りながら、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指すため、令和4年3月「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」が制定された。

条例には、以下のように学校での関わりが重要であることが示されており、このことを踏まえて、人権教育の推進を図っていく必要がある。



【引用・参考資料】

- 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（文部科学省）（平成20年）
- 人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]策定以降の補足資料～（学校教育における人権教育調査研究協力者会議）（令和3年）
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）（平成28年）
- 鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）（県男女共同参画局）（令和2年）
- 「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例を制定しました」（県男女共同参画局）（令和4年）
- 人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」（県教育委員会）（平成21年～令和4年）
- 人権教育指導資料「仲間づくり」（教育委員会）（平成20年～令和2年）
- 「教師にできる自殺予防 子どものSOSを見逃さない」（高橋聰美著）（令和2年）
- 「令和5年度 教職員のための研修の手引」（県教育委員会）（令和5年）

教職員による点検・評価（例）

資質・能力	評価項目		評価
人権感覚を磨くには M	共感する力	子供の発する言葉や顔の表情・さりげないしぐさから、心の辛さを感じ取り、その子供に寄り添い、うなずきながら傾聴することで、気持ちを引き出すことができる。	
	イマジネーション力	日頃と違う子供の微妙な変化を敏感に察知し、危険な状態や望ましい状態を予想し、生じる可能性のある様々な人権侵害の状況を予想することができる。	
	特定事業従事者としての自覚	子供の安全や個人情報と関わる立場であることを理解し、個人情報の取扱いに十分配慮している。	
		配慮や支援を要する子供への支援について共通理解を図るとともに、適切な支援を行っている。	
人権に関する知識的理解 O	人権に関する情報収集力	人権侵害事象に対して、背景の情報を収集し、得られた情報を整理し、関連する法律等に照らし合わせて、解決に向けた必要な情報を選択することができる。	
	法律・用語等の習得・活用	人権に関する法律・用語等の意義や内容を、習得することができる。	
	個別の人権課題の認識	様々な人権課題についての正しい理解と認識を深めている。	
		様々な人権課題を身近な生活と結び付けて理解できるようにするための教材や研修の工夫を行っている。	
人権を身に付ける実践的な行動力 m	問題解決力	人権侵害であるという妥当性を確認し、問題を整理することができ、解決のプランを練るとともに、最善と判断した手段で解決を図ることができる。	
	指導力	仲間はずれ、嫌がらせ、差別用語、暴言、失敗を笑うなどの人権侵害事象を見逃さず、毅然とした態度で諭すことができる。 加害者の子供の抱える問題等を、要因・背景を多面的に分析し、理解を深める。	
	人権意識・意欲・態度	自らの人権意識を絶えず見つめ直すとともに、人権意識を高め、意欲をもって行動し、人権が尊重される環境づくりに努めることができる。	

[引用・参考文献 令和4年度版人権教育資料「なくそう差別 築こう明るい社会『陽だまり』」
令和2年度版人権教育資料「なくそう差別 築こう明るい社会」]

IX 鹿児島県幼児教育振興指針

「鹿児島県幼児教育振興指針」鹿児島県教育委員会（平成19年10月）から抜粋

I 幼稚園教育の振興

1 教育活動の充実

幼稚園教育においては、集団生活を通して、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培うという基本に立って、教育活動の充実を図ることが重要である。

(1) 幼稚園の教育活動の充実

- ア 幼稚園教育要領の趣旨や内容について、研究協議会の開催等により、幼稚園・保育所・認定こども園関係者等の理解を深めること。
- イ 自然体験、社会体験などの直接的、具体的生活体験を重視するとともに、幼児期にふさわしい知的発達を促す教育を推進すること。
- ウ 幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培う教育の実践的研究を推進すること。
- エ 幼稚園全体の協力体制を築き、チーム保育の導入などきめの細かい指導の工夫を図ること。
- オ さまざまな人とのかかわりを通した保育の充実を図るために、幼児と小・中・高等学校の児童生徒及び高齢者をはじめ地域の人々や障害のある幼児などとの交流活動や、保護者・大学生・地域ボランティア等の保育参加を推進すること。

(2) 開かれた幼稚園づくりの推進

- ア 自己評価、外部評価（学校評議員制等）を実施し、教育内容の充実、運営の効率化など、幼稚園運営の改善に努めること。
- イ 幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、広く情報を公開すること。

(3) 振興の方策

- ア 県及び県教育委員会においては、幼稚園の教育活動、開かれた幼稚園づくり等について、研修会や研究協議会等を通して、幼稚園関係者等の理解を深めること。
- イ 市町村及び市町村教育委員会においては、各幼稚園に指導助言を行い、幼稚園の教育活動の充実を図ること。

また、県及び県教育委員会との連携の下に、幼稚園教育の内容、方法及び幼稚園の活動について保護者や地域の人々に情報提供を行い、幼児教育への理解を深めること。

2 教育環境の整備・充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児一人一人の望ましい発達を促していく教育環境の整備・充実を図る必要がある。

(1) 3歳児就園の促進

少子化や地域社会の変容が進行する中で、遊び相手や集団活動を求めて低年齢から短時間の集団保育を望む保護者が見られること等を考慮して、今後も引き続き3歳児保育を促進することが望まれる。

そのため、幼稚園や保育所などの設置状況や財政状況などを勘案しながら、希望するすべての満3歳以降の幼児が就園できるようにすることをめざし、次の点に配慮して改善・充実を図る必要がある。

ア 3歳児保育を実施するに当たっての配慮事項

- (ア) 一人一人の幼児の発達の実情などを十分考慮し、適切な教育課程を編成するとともに、指導体制の工夫を行い、幼児に対してきめの細かい指導を行うこと。
- (イ) 生活リズム、遊びの持続時間、疲労度などに応じ、教育時間を弾力的に考えること。
- (ウ) 3歳児の発達の特性を踏まえた指導内容、方法について、教職員の研修の充実を図ること。
- (エ) 3歳児は家庭での教育も重要な意味を持つ時期であることを踏まえ、幼稚園と家庭との一層の連携を図ること。
- (オ) 施設・設備、園具・教具などについて、3歳児にとってふさわしい生活が展開されるように整備するとともに、安全に十分配慮すること。

イ 満3歳児就園の促進についての保護者への啓発

- (ア) 3歳児保育の重要性や発達の特性、幼稚園の役割などについての理解の促進を図ること。
- (イ) 幼稚園の保育を公開したり、未就園児を対象にした体験入園の機会を設けたりするなどして、満3歳児就園の促進、啓発の工夫を図ること。
- (2) 障害のある幼児に対するきめ細かな対応の推進
特別支援学校が地域の幼稚園、小中学校等の要請に応じて助言指導を行う「センター的機能」を通じ、障害のある幼児の教育に関する支援の充実に努める。
- (3) 設置基準に基づく学級編制
 - ア 幼児一人一人の発達の特性に応じて、きめの細かい保育を促進するために、設置基準に基づく学級編制を原則とすること。
 - イ 学級編制については、幼児数の実情に即して、同年齢による編制の持つ意義を踏まえながら、異年齢児との交流も無理なく図られるようにすること。
 - ウ 専任園長、教頭、主任教員、事務職員、養護教員の配置を推進するとともに、身分や給与の改善などについて、実情に即して改善すること。
- (4) 施設・設備などについての整備・充実
 - ア 施設・設備などの定期的な点検を行い、老朽化への対応、安全管理に努めるとともに、基準に則した整備・充実に配慮すること。
 - イ 幼児数の将来の動向や幼稚園教育の今後の方向を考慮しつつ、総合的、長期的な視点からの施設・設備の整備を行うこと。
 - ウ 幼児の特性や障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた施設・設備の整備及び管理に努力すること。
- (5) 園具・教具などについての整備・充実
 - ア 園具・教具の整備に当たっては、幼稚園の実情に即して創意工夫するとともに、長期的・総合的な視点から、計画的な導入を図ること。
 - イ 既製の園具・教具だけでなく、幼稚園内外の自然の地形や樹木など、身近な自然環境を生かすこと。
 - ウ 幼児が常に使うものであることから、幼児なりの使い方をすることや災害が起った場合なども想定して、安全性の確保に努めること。
 - エ 3歳児保育が増加している現状を踏まえ、幼児が安らげるものや扱いやすいものを整備すること。

(6) 振興の方策

- ア 県及び県教育委員会においては、幼稚園教育の役割や3歳児保育の重要性などについての啓発を図るとともに、満3歳児を就園させている私立の幼稚園の運営などに対する支援を行うこと。
- イ 市町村及び市町村教育委員会では、児童から就労に至るまでの一貫した支援体制が整備されるよう、教育、医療・保健、福祉、労働等の関係部局や機関が連携して行う幼稚園等への支援の促進に努めること。
- ウ 市町村及び市町村教育委員会においては、幼稚園の整備に努めるとともに、国の幼稚園就園奨励費補助を活用し、満3歳児以降の就園を推進すること。
- エ 県及び県教育委員会においては、幼稚園における教育環境の整備・充実について、幼稚園設置基準などに基づき、指導・助言するとともに、国の公立幼稚園施設整備費補助や私立幼稚園施設整備費補助の活用が図られるよう周知に努めること。
- オ 市町村及び市町村教育委員会においては、各市町村の実情に即して学級編制や学級定員、教育環境（施設・設備、園具・教具など）、教員の待遇や適正配置など条件整備に努めること。
- カ 市町村は私立幼稚園及び認定こども園等の担当窓口を明確にするとともに、保護者への周知に努めること。

3 幼稚園における子育て支援の充実

児童は、家庭、地域社会、幼稚園という一連の流れの中で生活しており、児童が望ましい発達を遂げていくためには、幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の児童教育のセンターとして、積極的に子育てを支援していく必要がある。

また、幼稚園には児童の発達を支援するために、多様な役割を果たすことが期待されている。したがって、下記について推進することが必要である。

(1) 預かり保育の推進

地域の実態や保護者の要請に応じて、希望するものを対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に行われる「預かり保育」を推進すること。

(2) 幼児教育のセンター的役割の推進

ア 児童を持つ保護者が安心して子育てができるように、幼稚園は子育てに関する情報や研修の機会の提供や教育相談などの子育て支援機能や、「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層發揮できるようにすること。

イ 子育てをめぐる様々な問題の改善に役立つようにするとともに、地域の児童教育に関するニーズに応えるために、幼稚園運営の弾力化を図ること。

ウ 障害のある児童については、それぞれの障害の種類や程度に応じて、家庭や専門機関、特別支援学校等との密接な連携を図り、教育相談や指導・療育体制の充実を図ること。

エ 地域にある教育、福祉、医療などに関する機関と連携を図り、協力が得られるような支援システムを確立していくこと。

(3) 振興の方策

ア 県及び県教育委員会においては、預かり保育などの幼稚園における子育て支援の重要性を周知するとともに、県の「預かり保育推進事業」が私立幼稚園において、積極的に実施・活用されるよう支援に努めること。

イ 市町村及び市町村教育委員会においては、預かり保育など幼稚園における子育て支援の充実について、各幼稚園を指導するとともに、必要な支援を行うこと。

ウ 障害のある幼児の指導については、関係機関との連携や指導の充実などについて啓発や研修に努めるとともに、教育環境の整備・充実に努めること。

4 幼稚園教員の資質向上

幼稚園教育の充実は、日々の幼児に接し、人格形成に大きな影響を与える教員の資質や能力に負うところが大きく、その向上を図るためにには、教員研修の改善・充実を図ることが重要である。

また、保護者等の多様なニーズへの対応など、変化の時代を生きる教員としての資質・能力を有することも求められていることから、教員研修の改善・充実を図る必要がある。

このため、幼児にとって教育環境の中核ともいえる教員の資質の向上を図ることができるよう、次の点に配慮して改善・充実を図る必要がある。

(1) 幼稚園新規採用教員研修の充実

ア 園内研修の充実に努める。

(ア) 研修のための時間の確保や組織的な研修体制づくりなどに努めるとともに、地域の幼稚園との相互研修を行うなど、連携を図ること。

(イ) 新規採用教員が意欲的、主体的に研修に参加できるようにするため、日々の保育実践を大事にしながら、研修の内容や方法を工夫するととも、充実した研修ができるような支援体制を整えること。

(ウ) 園外研修を踏まえた研修内容の充実を図ること。

イ 園外研修の充実を図る。

(ア) 新規採用教員が研修に参加しやすいように、担任がいない時の補助につく教員を確保するなど、指導体制を充実すること。

(イ) 園外での研修が日々の保育実践に生かせるようにすること。

(2) 幼稚園教員研修の充実

ア 園長としてのリーダーシップや教員の実践的な指導力を高めるために、園長等運営管理協議会や保育技術協議会、幼稚園教育課程研究協議会に計画的に参加すること。

イ 個々の能力や適正等に応じた保育全般に関する幼稚園10年経験者研修を通して、中堅教員としての資質向上を図ること。

ウ 特に、3歳児保育については、3歳児の発達の特性に配慮した研修を重視するとともに、3歳児保育のための研修が充実するよう資料、機器などの整備に努めること。

(3) 振興の方策

ア 県及び県教育委員会においては、幼稚園新規採用教員研修や幼稚園10年経験者研修、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、幼稚園教育課程研究協議会など、教員研修の内容や方法の工夫・充実を図ること。

イ 市町村及び市町村教育委員会においては、園内研修の充実について指導とともに、園長や教諭などが経験に応じて計画的に研修の機会を得られるよう支援に努めること。

ウ 研修に当たっては、幼児期にふさわしい道徳性の芽生え、幼児期におけるしつけや望ましい生活習慣、態度、人権や生命を大切にする心など多様な保育ニーズに関する内容に配慮したり、就園前の子どもへの理解、障害のある幼児への適切な指導、幼小連携、カウンセリングを含めた子育て支援等の課題に対応した内容への充実が図られたりするよう努めること。

5 幼稚園と小学校の連携の推進

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校教育への円滑な移行や接続を図るために、連携を推進する。

(1) 教員間、児童間、保護者間の交流の推進

幼稚園と小学校の連携や交流の機会を充実し、両者の共通理解を進めるために、幼稚園と小学校における総合的な連携方策の開発や推進を図ること。

(2) 幼稚園及び小学校の教員免許の併有の促進

教育職員免許法施行規則の一部改正（平成13年3月27日文部科学省令第22号）により、幼稚園と小学校の間の教員免許の取得に係る履修科目の取扱いの一層の弾力化が図られたことを踏まえ、教員免許の併有について促進すること。

(3) 振興の方策

ア 県及び県教育委員会においては、研修会や協議会等、あるいは広報紙等を通して、幼稚園と小学校の教育との連携の取組を広く周知し、連携への支援に努めること。

イ 市町村及び市町村教育委員会は、長期（6か月以上）にわたり派遣する研修もしくは人事交流の実施に努めること。

ウ 市町村及び市町村教育委員会においては、5歳児の担任と小学校1年の担任を中心には、保育参加・授業参加を通じた合同研修や地域の幼児教育の関係者による連絡協議会を設けるなどして、関係者間の交流等を通じて幼稚園と小学校との連携が図られるように、積極的に支援すること。

6 幼稚園と保育所の連携の推進と認定こども園の活用の促進

幼稚園と保育所の連携を一層推進していくとともに、幼稚園と保育所とで区別なく、小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備していく。

(1) 幼稚園関係者と保育所関係による研修の相互参加等、教員と保育士間や幼稚園児と保育所入所児間の交流の促進に努めること。

(2) 幼稚園と保育所の共用施設に係る運営等の実践研究の推進を図ること。

(3) 振興の方策

ア 県及び県教育委員会においては、研修会や広報紙等を通して、幼稚園と保育所が連携する取組等について周知に努めること。

イ 市町村及び市町村教育委員会においては、関係者等の交流等を通じて幼稚園と保育所との連携が図られるように支援すること。

ウ 市町村及び市町村教育委員会においては、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を促進するための施策の充実に努めること。

エ 認定こども園制度の活用促進を図ること。

(ア) 小学校就学前の子どもの育ちに関する機能の充実が図られるよう、地域の実情に応じて、認定こども園制度の周知・活用に努め、認定こども園に関する事務手続きについても簡素化を図ること。

(イ) 幼稚園教育に関する施策を認定こども園についても活用を図り、認定こども園の活用促進に努めること。

II 幼児期の家庭教育や地域社会における子育て支援の充実

幼児期の家庭における教育の充実や地域で子どもを育てる環境の整備を図る必要がある。なお、幼稚園についても、幼稚園の基本を生かす中で、これらの施策との連携が図られるよう、環境整備に努める。

1 学習活動の推進

家庭教育を支援するため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うなど、地域における子育てに関する学習活動の支援をすること。

2 相談体制の整備・充実

- (1) 親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により対応できるような相談体制の整備・充実を支援すること。
- (2) 子育てやしつけに関して不安や悩みを抱える親に対して、気軽に相談にのったり、アドバイス等を行う地域の人材を活用したりするなど、地域における子育て支援を促進すること。

3 情報提供の充実

子育て支援のために、広報紙等を通して情報提供に努めること。

4 振興の方策

- (1) 県及び県教育委員会においては、地域ぐるみで子育てを支えていくという気運の醸成や体制づくりに努めること。
- (2) 県及び県教育委員会においては、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発についての取組を支援すること。
- (3) 市町村及び市町村教育委員会においては、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするために、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進すること。
- (4) 市町村及び市町村教育委員会においては、子育てに関する講座を開くなど学習機会の充実を図るとともに、電話相談などの相談体制の整備、並びに広報紙等を活用した情報提供に努めること。
- (5) 市町村及び市町村教育委員会においては、特に幼児期における読書活動について、鹿児島県子ども読書活動推進計画に基づき、家庭における読み聞かせ等親子読書活動の推進を図ること。
- (6) 市町村及び市町村教育委員会においては、地域で活動している幼児教育に関する教育団体・子育て支援団体等による幼稚園の園庭や余裕教室等の利用が進むよう情報提供に努めること。
- (7) 市町村及び市町村教育委員会においては、地域の人材から幼児教育を恒常に支える体制づくりや、幼稚園等と地域の教育団体・子育て支援団体等を円滑につなぐコーディネーターの役割を担うように努めること。

※ 附則

この指針は、平成16年4月から施行する。

この指針は、平成19年10月から施行する。

X 参考資料

1 教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。
人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととして行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

2 学校教育法（抄）

昭和22年3月31日法律第26号

一部改正：平成19年6月27日法律第98号

一部改正：平成30年6月1日法律第39号

第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

- ・ 幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ・ 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ・ 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- ・ 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
- ・ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

3 新規採用教員研修に関する法令等

(1) 教育公務員特例法（抄）

（初任者研修）

第23条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2～3（略）

附則（抄）

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第5条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条及び次条において「幼稚園等」という。）の教諭等の研修実施者（第20条第1項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）については、当分の間、第23条第1項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に對して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3（略）

(2) 教育公務員特例法施行令（抄）

附則（令和4年8月31日 政令第二八三号）（抄）

1 この政令は、令和5年4月1日から施行する。

（法附則第5条第1項の政令で定める者）

2 法附則第5条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時に任用された者

二 教諭等として、小学校等において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第5条第1項後段に規定する幼稚園等の教諭等の研修実施者が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、同項後段に規定する研修を実施する必要がないと認めるもの

三（略）

4 認定こども園について

(1) 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設である。以下の機能を備え、認可・認定基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができる。

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。

- 就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能
(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う。)
- 地域における子育て支援を行う機能
(全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場などの提供を行う。)

(2) 制度の背景

幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が別々では子供の成長に必要な規模の集団が確保されにくいくこと、子育てについての不安や負担を感じている保護者への支援が不足していることなどの課題が指摘され、制度の枠組みを超えた柔軟な対応が求められた。このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな新たな仕組みを創る観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月)が制定された。

また、平成24年8月、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度及び財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子供・子育て支援の充実等を図るための子ども・子育て関連3法が成立し、新制度における主な取組が以下のように始まった。これにより、二重行政の解消による手続きの一本化・簡素化が実現し、教育・保育・子育て支援の総合的な提供と質の維持・向上が図られた。

- 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設（私立保育所に対しては、委託費として支払う。）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

(3) 認定こども園の実施類型

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
幼稚園機能と保育所的機能を併せ持ち、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設	認可幼稚園が、保育が必要な子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設	認可保育所が、保育が必要な子供以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設

《参考資料》

「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）」（内閣府・文部科学省・厚生労働省）より

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性質	学校かつ児童福祉施設	学校（幼稚園+保育所機能）	児童福祉施設（保育所+幼稚園機能）	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人		制限なし
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可） ※ただし、参勤基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可） ※ただし、参勤基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可） ※ただし、参勤基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務（満3歳以上は、外部搬入可） ※ただし、参勤基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条の設置者（宗教法人立、個人立等）も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定されました。

この教育・保育要領について、主な内容を紹介します。

*幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行ふこととされています。

■教育及び保育の基本及び目標

- 乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その特性等を踏まえ、環境を通して行うものであること基本とする。
- 園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、保護者と共に園児を健やかに育成するものとする。

■五つの領域

領 域	ねらい及び内容
【健 康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	各領域ごとに「ねらい」と「内容」を設定
【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とのかかわる力を養う。	ねらい：生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。幼保連携型認定こども園における生活全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。
【環 境】 園内の様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていてうとする力を養う。	内 容：ねらいを達成するために指導する事項。園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること。
【言 葉】 経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞くとする意欲などを育て、言葉に対する感覚などを養う。	
【表 現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	

■教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成等

- 毎学年の教育課程に係る教育回数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- 1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、発達の程度や季節などに配慮すること。
- 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮すること。
- 指導計画の策定にあたっては障害のある園児の指導や小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容等に配慮すること。

■幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 生活の連続性やリズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いなどの状況に応じ、教育及び保育の内容や展開について工夫すること。
- 教育及び保育の環境の構成にあたっては、満3歳未満と満3歳以上の発達の特性などを踏まえるとともに、異年齢交流の機会を組み合わせるなど工夫すること。
- 園児の保護者及び地域の子育て家庭の支援に当たっては、保護者自らの子育てを実践する力を高める観点に立って行うこと。

研修の記録

令和5年度
幼稚園新規採用教員のための研修の手引

令和5年4月1日 発行

編 集 鹿児島県総合教育センター
発 行 鹿児島県教育委員会
鹿 児 島 県